

清代の耕地開墾

山東	六七、五四	江南	六一、二九
陝西	二五八、四二	山西	四七、四三
浙江	四六、九〇	河南	六八、八四
湖廣	五五、五四	甘肅	一七、七〇
四川	三四、四六	江西	四六、三三
湖南	三〇五、二七	廣西	九、五三
福建	三〇九、三六	貴州	三、二九〇

一九〇

これを三十九年前の康熙廿四年の奏銷實數に較べるとまた七十五萬九千四百八十四名頃二十六畝の増加を示してゐる。

各省についてその増減を見れば大體つぎのごとくである。

省名	増田畝數(頃)	減田畝數(頃)	順治十八年との比較
直隸	八、五七		二六、一九増
奉天	二、六九		五、一九増
江蘇	六、三三		一七、八三増
安徽			

省名	増田畝數(頃)	減田畝數(頃)	順治十八年との比較
山西	四、四三		一九、五四増
山東	八、七六		三六、四九増
河南			二七、四八〇増
陝西	一四、六八		二、八七増
甘肅	八、三三		五、三三減
浙江	二七、〇〇		三四、三三増
江西			四七、六四増
湖廣	一六、三三		一〇、五七増
四川	一九、二四		一一、四九増
福建	二、八一		六、六四増
廣東	一〇、〇二		二五、五四増
雲南	一、五八		一一、九九増
貴州	二、六三		一、五四六増

三 康熙時代における開墾

一九一

すなはち四川、湖南において増加最も著しく河南、直隸等これについてゐる。順治十八年の時から通算すれば河南、山東、四川等最も多く殖え直隸等がこれについてゐる。

同年における直省屯田總計は三十九萬四千五百二十七頃九十七畝餘(清朝文獻通考卷一二)および官莊、學田等を民田に加へると登記全耕地面積は大約七百四十萬頃となるが、民田のみではこれを明末萬曆の統計に比するにほその數額におよばない。しかし雍正初年頃の實際の耕地面積が萬曆時代におよばなかつたかどうかは疑問である。なるほど四川省等には前述のごとく相當荒地があつたやうであるが、しかし新しい開墾地も相當出來た事であり少なくとも康熙末年頃には中原江南一帯および従前開墾されてゐた所は大概開墾して未墾地は割に少なくなつたと思はれるからである。

康熙五十二年(西曆一七一三年)の上諭には湖廣陝西人多地少、故百姓俱往四川開墾(中)今四川之荒地開墾甚多(中)先年人少田多、一畝之田其值銀不過數錢、今因人多價貴、一畝之值竟至數兩不等、即如京師近京地、民舍市廛日以增多、畝無空隙、今歲不特田禾大收、即芝蔴棉花皆得收穫、如此豐年而米粟尙貴、皆由人多田少故耳、朕巡幸時、見直隸自苑家口以下向年永定河衝決之處、今百姓皆築舍居住、斥鹵變爲膏腴不下數十百頃、皆未嘗令一起稅也(下)とて四川にはかつて荒地が多かつたが、今や大いに開墾を見、湖廣陝西等が人多地少で弱つてをり、その他直隸等各省で

も出来るだけ土地を利用するやうになつたことが見えてゐる。

翌五十三年には甘肅村堡之中、有荒地未種者、查出撥於無地之人耕種、並動庫銀、置給牛種とあつて、今や甘肅の村堡の中にも開墾地を查出して、無地の人に與へねばならぬやうになつてゐる。先にあげた康熙五十五年の尙書富寧安等の肅州以北地方に開墾すべき地方多きことをいつてこれが開墾を試みたのも、中原には耕地が少なくなつたためと思はる。雍正元年八旗の兵丁をして口外に屯駐せしめたのもこの故であらう。

雍正元年(西曆一七二三年)の上諭には國家承平日久、生齒殷繁、土地所出僅可贍給、倘遇荒歉、民食維艱、將來戶口日增何以爲業、惟開墾一事於百姓最有裨益(中)務使野無曠土、家給人足、以副富民阜俗之意、とて百方開墾の必要を説いてゐるが、しかもこれは生齒殷繁、いはゆる人多くして地少なきがためこれを憂へたものである。翌二年の上諭には我國家休養生息、數十年來戶口日繁、而土田止有此數、非率天下農民竭力耕耘、兼收倍穫、家室盈寧必不可得とて、やはり同様の意味が述べられてゐる。

中原江南一帯において萬曆時代に比しなほ未墾の荒田が多かつたとは思はれぬ。また、康熙末年頃から各地遠く邊境に屯田を設けてゐる。例へば康熙五十四年には喀爾喀、蘇爾圖、喀喇烏蘇、

烏蘭固木、科布多等に、翌年には巴里坤、哈密等に設けられたときこれである。これも墾田が内地に少なくなつたことにはかならぬ。

四 雍正および乾隆初期における開墾

雍正二年以後もなほ開墾が奨励され、またこれに従つて耕地が幾分づつ増加していつたのであるが、これは人口の増加にともなふ未墾地の止むをえざる開墾乃至は邊省邊境等の従前開墾されたことのない土地の新墾が主である。雍正二年の議准の西寧布隆吉爾地方遙遠、情願前往者少、直隸山西河南陝西五省軍流人犯、連家口發遣之人、有能種地者令其前往、地方官撥給地畝、動支錢糧採買籽種耕牛給予も邊境の開拓をいつたものである。また、同年の覆准に直隸灤、薊、天津、文安、霸、任邱、新城、雄等八州縣設立營田、令江浙二省督撫召募老農各送三十人、毎月配給工食、令其課導耕種、俟本地之民耕種得法、令其回籍、所需農具水車等項、亦令江浙二省各送匠人五名、將式樣及造作之法教導本地匠人、とて、單なる開墾より一步進んで耕種方法、農具の改良に意を用ひてゐる。

雍正四年には張家口外地畝の開墾に關し奨励を與へ、また、同年の覆准には四川地方勸諭開墾、民苗愚鈍、不知開墾之法、有湖廣江西在蜀之老農、給以衣食令其教墾、俟有成效、督撫題給頂戴、送歸原籍、不願回籍者聽其自便とて四川も開墾法を講究し、滇黔二省廣行開墾、地方官招民開墾(略下)とて雲南貴州も開墾に力をいれてゐる。

雍正五年西曆一七二七年には各省州縣原荒地畝、有難於墾復者、如積鹼未消、浮沙漲漫、山石礮瘠、低窪積水之區、實難限年報墾者、該督撫將難於墾復情形、於報冊內聲明、仍令所屬設法開墾とて積鹼未消、浮沙漲漫、山石礮瘠、低窪積水の地も開墾せしめたことがわかる。翌六年の題准には各省入川民人、每戶酌給水田三十畝、或旱田五十畝、若有子弟及兄弟之子成丁者、每丁水田增五畝、或旱地增二十五畝(略下)とて相變らず四川移民を勧め、また、甘肅寧夏所屬之插漢挖輝地方、招民開墾、借給帑項、以爲蓋房買牛具籽種之資、凡陝西各屬無業民戶、願往者、計程途遠近、酌給路費、至彼地時、每戶授田百畝とて陝西無業民人の甘肅移民開墾荒地を奨めてゐる。

雍正七年の上諭には國家承平日久、戶口日繁、凡屬閒曠未耕地、皆宜及時開墾(中)或以食用無資、力量不及、遂不能趨事赴功、徘徊中止、亦時勢之所有、著各省督撫、各就本地情形、細加籌畫、轉飭有司作何勸導(略下)とて、各省閒曠未耕地の利用をいひ、同年また、雲南、廣東、

四川および直隸の開墾につき規定がある。雍正八年^{西曆一七三〇年}四川省の新開墾地は松茂道において田九百十二頃餘、地七千二百七十九頃餘、川東道において田三千九百四十九頃餘、地九千八百六十二頃餘、永寧道において田千九百八十一頃餘、地三千七百二十七頃餘、建昌道において田十二頃餘、地三十七頃餘あつたといふ。同年甘肅安西、河州等の開墾につき規定があり、翌九年には安徽安慶の開墾が奨められてゐる。十年および十一年には甘肅の瓜州および高臺縣の開墾が勧められ、十二年には粵人慣耕水田、旱田不諳種植、高雷、廉、瓊等處、平坡山麓、及沿海一帶平壤、宜菽宜麥、皆可育秋、止緣居民不曉土膏地脈之宜一切農具又不適用、以致地有遺利、令山東河南二省選善種旱田者二十人送粵教耕布種とて水田には慣れず旱田に慣れない廣東人には旱田耕種の法を教へしめ、その他各地方において開墾の奨勵をなしてゐる。

乾隆二年^{西曆一七三七年}の上諭に「今天下土地不爲不廣、民人不爲不衆、以今之民耕今之地、使皆盡力焉、則儲蓄有備、水旱無虞、乃民之逐末者多而地之棄置者亦或有之、縱云從事耕耘而黍高稻下之宜、水耨火耕之異、南人尙多不諳、北人率置不講、此非牧民者之責、抑誰之責歟、^(中)至此五省之民、于耕耘之術更爲疎略^(下)」とて、單なる開墾ではなく、耕作法の改良乃至は講究につき述べてゐる。乾隆五年^{西曆一七四〇年}の上諭には從來野無曠土、則民食益裕、即使地屬奇零、亦物產所

資、民間多闢尺寸之地、即多收升斗之儲、乃往々任其開墾、不肯致力者、或因報墾則必陞科、或因承糧易致爭訟、以致愚民退縮不前、とて尺寸の地も疎んずべからず、これらを開いた場合には課税を免することを定めてゐる。またこの年河南、直隸等の開拓の例を定め、同六年には陝西甘肅等開拓の例を決めてゐる。この後も、またしばしば各省開墾の奨勵をなしてゐるがここには省略に従ふ。

かくて乾隆會典所載乾隆十八年^{西曆一七五三年}の奏銷冊によれば同年の民田總數は計七百八萬一千百四十二頃八十八畝でその内譯は次のごとくである。

省名	田畝數(頃)	省名	田畝數(頃)
直隸	六五七、九二	奉天	二五、四三
山東	九七一、〇五	山西	三三、五六
河南	七三三、八〇	江南	六九、八四
安徽	三三八、二〇	江西	四九、二七
福建	二六、二七〇	浙江	四九、六七
湖廣	五六一、九三	湖南	三三、二七
湖北	五六一、九三	甘肅	一七、三三
陝西	二五、三七		

四 雍正および乾隆初期における開墾

清代の耕地開墾

貴州	廣西	四川	廣東	廣東	雲南	山東	廣東
二五、九二	八七、四〇	四九、四六	三六、八三	三六、八三	六九、四九	一九八	一九八

これを二十九年前の雍正二年の奏銷實數に較べると、二十四萬三千二百二十八頃六十一畝の増加となつてゐる。各省についてその増減を見れば大約次のごとくである。

地名	増田畝數(頃)	減田畝數(頃)
順天直隸	三、二六九	
奉天	一九、四三六	
山東	三、三三五	九七、八七
山西	三、九三五	
河南	八、五九三	
江南江蘇	八、二三四	
安徽	一七五	
江西		一七、〇〇五
福建		

浙江	二、八八四	
湖廣湖北	三、一七三	
湖南	七、〇一一	
陝西		六〇七
甘肅	六〇、二四	
四川	一四、九〇	
廣東	一六、三六八	
廣西	七、八六七	
雲南	五、三六四	
貴州	三、四〇一	

すなはち四川省において増加最も著しく河南、甘肅等これに次いでをり、減少においては福建省を最大とし山西も相當に多い。しかしてこれら増加の田畝數がそのまま實際新たに開墾された額數でないことしばしば繰り返したごとくである。

民田總數に前述した乾隆會典記載の官莊、屯田、學田等を合すると登録耕地總面積は約七百五十萬頃になり、これは雍正二年の耕地總面積に比して約十萬頃ほどの増加になつてゐる。民田に

おいて二十数万頃の増加があるにかかはらず、全體で約十萬頃の増加しかないのは、雍正二年では屯田数が約四十萬頃近いのに乾隆十八年には約二十五萬頃に減じたため、これは屯田地畝が次第に民田となつて布政使司の管轄に歸したからである。

増加耕地数は比較的少なくとも收穫量が増加したこと疑ひなく、假りに雍正と乾隆の民田の田賦を比較して見るならば、雍正二年では銀二千六百三十六萬二千五百四十一兩、糧四百七十三萬一千四百石餘であるに、乾隆十八年では銀二千九百六十一萬一千二百一兩、糧八百四十萬六千四百二十二石餘となつてゐて、糧の方は一倍近く増してゐる。これは隱匿の度合すなはち脱税の程度が少なくなり、あるひは升科者すなはち納税者が多くなつたことが一大原因であるが、收穫量の増したことも考へなくてはならぬと思ふ。

しかしてこの田畝總數の増加が比較的少ないことは、しばしばなる開墾獎勵の事實に照らして新地開墾の餘裕が割に少なかつたといふことであり、同時にこれ以上收穫量を増すためには、ますます集約的耕作法を探らねばならぬといふことであると思ふ。

序でに明萬曆時代の民田總數と乾隆十八年のそれとは、記録の上ではほぼ同額なので、これを各省について比較して見ると次のごとくである。

省名	萬曆田畝數(頃)	乾隆田畝數(頃)	増減
直隸	四九一、八六四	六五七、一九二	一六四、三二七増
奉天	—	一五、二四三	一五、二四三増
山東	六二七、四九八	九七、〇五七	三三、五九減
山西	三三八、〇三元	三九、五六六	三六、四三減
河南	七四一、五七九	七三、八〇〇	一八、七九減
江蘇	五二九、九七六	六九、八八四	一六、九六増
安徽	二五八、九四八	三六、二〇〇	七、一七増
江西	四〇一、一五一	四九、二〇七	七、〇五増
福建	一三四、三三五	二六、二七〇	五、九五減
浙江	四六六、九六九	四九、七六七	七、一八減
湖北	二、三六一、一九九	五六、九三三	一、二五七、九九減
湖南	—	三三、二六七	—
陝西	一九三、九三三	二五、三七一	四、五二減
甘肅	—	一七、八三三	—
四川	一三四、八七〇	四九、一四六	一七、八三増
廣東	二五八、八六五	三六、八三三	三、九七増

四 雍正および乾隆初期における開墾

廣西	四、〇〇〇	六、六〇〇減
雲南	一七、九三三	五、五〇六増
貴州	五、二六六	二〇、五五増

すなはち乾隆時代は萬曆時代に比し山東、四川二省においてそれぞれ三十餘萬頃、甘肅、江蘇、直隸の各省においてそれぞれ十六―七萬頃、その他安徽、江西、廣東、雲南の各省においてそれぞれ五萬頃乃至八萬頃を増してゐるが、ひとり湖南、湖北いはゆる湖廣において一百三十萬頃近くを減じてゐる。清朝初期は別として乾隆にいたつては湖廣の耕地が明の萬曆時代に比し一百三十萬頃から少ないとは到底考へられぬことである。萬曆統計の各省田土数を見ると他省に比べて湖廣の数が特に多くなつてをり、ここに萬曆湖廣田土の統計が疑はしいものと考へられる。

五 乾隆末期および嘉慶時代における開墾

乾隆十八年西曆一七五三年以後もやはり各地方開墾、ことに邊地および開墾尺土の開拓が獎勵されてゐる。すなはち乾隆二十六年西曆一七一一年および翌二十七年には甘肅各地にわたり、同三十一年西曆一七六六年に

は四川においてなされてゐる。乾隆三十一年の上諭には滇省山多田少、水陸可耕之地、俱經墾闢、無餘、惟山麓河濱、尙有曠土、向令邊民墾種以供口食(中略)第念此等零星地土本與平原沃壤不同、とて雲南に於ける零碎開墾地土を免科し、嗣いで戸部の議定に、凡内地及邊省零星地土、悉聽該處民人開墾種植、直隸江西爲數不及二畝、福建及江蘇之蘇州等屬不及一畝、浙江及江蘇之江寧等屬不及三畝、陝西不及五畝、安徽湖南湖北貴州水田不及一畝、旱田不及二畝、河南上地不及二畝、中地不及五畝、下地不論頃畝、山東中則以上地不及一畝、中則以下地不論頃畝、山西下地不及十畝、廣東中則以上水田不及一畝、旱田不及三畝、下則水田不及五畝、旱田不及十畝、四川上田中田不及五分、下田上地中地不及一畝、下地不論頃畝、雲南不計畝數、廣東之崎零沙磧地畝及高雷、廉三府山場荒地、俱永遠免其墾科、奉天十畝以下、尙宜禾稼者減半徵租、山岡土阜傍河濱海窪下處、僅宜雜植不成丘段者、永免墾科、とて各省零星地土の放棄を防ぐため免科をもつてこれが開墾を獎勵してゐる。

かくて同年の奏銷冊によれば同年の民田數合計七百四十一萬四千四百九十五頃五十畝で、その内譯は次のごとくである。

省名	田畝數(頃)	省名	田畝數(頃)
直隸	六三、三三	奉天	二七、五五
江南	六九、八七	安徽	三四、六〇
江西	五五、四八	山東	九七、一四〇
山西	五三、七五	陝西	二九、五九
河南	二六、三〇	浙江	四二、四〇
甘肅	四一、〇六	湖北	五八、四三
江蘇	三三、〇三	四川	四〇、〇七一
湖南	三六、〇七	廣東	三六、九三
福建	九、七三	廣西	八、三三
廣西	二六、七〇	雲南	
貴州			

これを十三年前の乾隆十八年の奏銷實數に比較すると大約三十三萬三千三百五十二頃餘の増加を示してゐる。増加の著しいのは山西、直隸二省で江南、江蘇においてはむしろ減少を示してゐる。

同年各省屯田の總計は三十九萬二千七百九十五頃六十七畝餘とあつてこの數および官莊、官田

の數その他を合したら耕地總面積は約八百萬頃近くになるから全體においては乾隆十八年西曆一七五三年の時に比し約五十萬頃近く増したことになる。屯田畝數が乾隆の時より増してゐるのはしばしば屯田回贖の例が出たためと思ふ。

新疆、伊犁等邊境地屯田は前掲屯田數外であるが、これは甚だ少額で約三千三百頃足らずであつた。

乾隆三十六年西曆一七〇一年の諭に臨清及陵縣有經水沙壓鹽鹼地一千餘頃、屢年試種不能墾復(下)とて困難なる沙壓鹽鹼地の開墾を奨め錢糧の豁免をなしてゐる。同年江蘇巡撫薩載が吳、吳江、婁、金山、無錫、丹陽、寶山七州縣地方に開墾すべきの地あるを奏したので勸民墾種を命じ、翌三十七年には湖北巡撫陳輝祖が黃州府黃州衛等のところに荒地あるをもつて勸民耕種せしむべきことを奏してゐる。また、同三十九年には廣東の三水、新安等の縣で荒地が開墾されたことが報せられてゐるが、同三十八年の上諭には(上)人數既多自地無遺利、若求可墾之地、則惟新疆烏魯木齊等處、尙可招徠屯墾、至於內地、即間有東坍西坍、其數甚微(下)とて支那本部における荒地の少なきをいつてゐる。そして後また新疆、烏魯木齊等邊境開拓の例が幾度も出てゐる。

乾隆四十七年西曆一七八二年の上諭には河灘地畝、居民開墾日久、必致填塞河身、於河道大有關繫、且

居民盧舍、占據灘地、猝遇水漲之時、勢必淹沒、於居民亦多未便、(中)至此後河南山東江南直隸等省、凡屬濱河隄内灘地、該督撫河臣等必當嚴切查禁、(下)とあつて濱河隄内の灘地占居を禁じてゐるが、その反面には少なくとも山東、河南、直隸等にては濱河隄内の灘地まで開墾されたことを知るのである。翌四十九年には山西巡撫が渾源州の開墾なれることを告げてゐる。

乾隆五十年西曆一七八九年戸部の發表によると直隸の官荒地一千二百三十六頃、旗荒地五百五十三頃で僅かの民房と墳地とを除いて合計官旗荒地一千七百八十七頃あるが、そのうちなほ開墾できる官荒地三百四十二頃、旗荒地一百四十二頃があるからとて人民を招いて墾復を勧めてゐる。なほ各州縣に命じて水涸沙颺泥游離退を経て轉じて墾すべきの地あらばすなはち佃農を招いて墾復を行はしむべき事を命じてゐる。同年戸部の議に所有各州縣歷年報墾官旗各項地畝、經此次派員履勘查辦、即查出可墾地八百餘頃、分別年限召墾輸租、於旗民均有裨益、足見從前荒廢地利地方官不實力查辦所致、但恐此後地方官因循日久、又復視為具文、日漸廢弛、仍屬有名無實、著該督董率所屬、認真辦理、愷切曉諭、務令小民踴躍從事以期沃壤日增、至地利轉移無定、或有此時可耕而日後或至水冲沙壓者、或此時難墾而日後漸成膏腴者、著該督隨時察看とある。同五十四年西曆一七八九年の覆准には江南省の江海濱臨地方に出來た新淤沙地は無業の窮民を招いて開墾せし

むべきことをいひ、また、同年の奏准には四川峨嵋縣境内、蠻歸岡以西至太平堡一帶、荒地甚多といひ、また、自蠻歸岡西南、直至官科河冷磧關獮獮交界、幅員二百餘里、有可墾之地一萬七千餘畝、招徠附近農民三百餘戶、令其試墾、兩三年來已有成熟之處とある。さらに官科河、冷磧關より東北および西南の現墾官地未墾地のすでに成熟升科したものは、乾隆五十三年において一千五百六十餘畝だが、同五十五年升科のものは四千七百餘畝、五十六年においては一萬一千二百餘畝とある。

乾隆五十九年には吉林の八旗の地につき募民開墾すべきことをいひ、翌六十年の議准には山西大青山迤北牧廠東南交界、空地四千餘頃、盡行開墾とあり、同じく同年の奏准には浙江錢塘江南岸錢清場沙地、原分昌、泰、豐、寧、盛、盈六圍、築立馬塘爲界(中)現在勘得寧、盛、盈之圍牧地、連前撥新沙、共丈實地一十二萬八千四十餘畝、内墾種地六萬四千六百五十餘畝(下)とて浙江における沙地の開墾できしことをいつてゐる。

嘉慶五年西曆一八〇〇年の議定によると郭爾羅斯蒙古地方もすでに幾分漢人によつて開墾されてゐたので、それが約二千六百五十六頃餘あつたといふ。嘉慶八年西曆一八〇三年の上諭には大理寺卿窩星額由盛京差竣來京、召見時據奏、伊於關外路上見出關民人、均赴該處種地爲生、該處旗人近因貧民

出口種地者多、究於生計不能充裕等語、看來關外民人聚積日多、物價較前昂貴、即所產米石有餘食之者衆、其價亦必至增加、於旗人生計未免有礙、總由旗人怠於耕作、將地畝租給民人坐獲租息、該民人(中)自行耕種、或將未種荒地以次開墾、(下)とある。

滿洲開墾についてはあまり述べなかつたが、元來滿洲は清朝發祥の地として滿人のためにこれを保留し漢人はなるべく入關しないやうにしたものである。ただ、旗人の莊田地畝、あるひは官田の開墾に必要な場合に、漢人を招いて耕種せしめたもので、大部分の地は未墾地として残されてゐたのである。しかるに上記の上諭によると、出關の民人が次第に盛京地方を開墾することがわかる。

嘉慶大清會典の天下田土總數は嘉慶十七年^{西曆一八一八年}の奏銷冊によつたものであるが、これには各省の田土總計を七百九十一萬五千二百五十一頃九十六畝餘とし、その内譯はおほよそ次のごとくになつてゐる。

省名	田土種類	田畝數(頃)	田土種類	田畝數(頃)
直隸	民田屯田	六四、七六	八旗地	三、三三
	報墾地	四、九五	官莊田地	一四、四五

奉天	民田	一八、六四	民餘地	一〇、九九
	退園地	七、五六	旗地	一四、五五
	旗餘地	一八、三六	官莊地	七、四六
	園地	二、五五	牧場地	三、三九
吉林	民田	一四、三二	公田	五、四〇
黑龍江	公田	八、六六		
山東	民田	九、五、四一	屯田	一、四、四五
	學田	四、一八		
山西	民田	四、七、四七	屯田	一、元、八一
	退園地	五、三三	贍軍地	五、四九
	額外地	七、七	學田	二、七七
	牧場地	一、八、〇六八		
河南	民地	六、元、六五	更名田	三、二、六四
	屯田	六、〇、四四	學田	七、三
江蘇	民田	六、七、四九	屯田	二、五、八七〇
	蘆田	四、六、九六	公田	二、五
安徽	民田	三、四、〇、九五	屯田	四、六、六六

五 乾隆末期および嘉慶時代における開墾

新	甘	陝	湖	湖	浙	福	江	
疆	肅	西	南	北	江	建	西	
民地	番地	更名地	民田	更名地	民田	民田	蘆田	蘆田
九、五三	九〇六	三、四八	二、七三	二、七三	四、三六〇	二、六六九	四、六三	三、五四
屯田	學田	養廉地	屯地	屯田	屯田	屯田	屯田	學田
一、五八	三三	一、八四九	四、〇七四	三、九一	一、七三	七、八五	五、七二	二、三

貴	雲	廣	廣	四
州	南	西	東	川
屯田	民田	民田	學田	民田
三三	三、九八	三、七四	三、九八	四、九八
賑田	屯田	屯田	屯田	豆田
三三	八三	九、一五	五、二七	五、三

これを四十六年前の乾隆三十一年^{西曆一七六六年}の奏銷冊に比べると約五十萬頃を増してゐるが、その内譯表にて明らかなるごとく、これは民田の數額のみではなく屯田、旗地、官莊地および少額ではあるが牧場地、學田、公田等も含んでゐるのである。先に乾隆三十一年の時の屯田三十九萬餘頃であつたことを述べたが、これに旗地、官莊地、營田等を加へれば約五十萬頃となり、民田の數額と合すれば嘉慶十七年のそれとほぼ同額になつて、實際にはほとんど増加してゐないやうである。すなはち新たな開墾は極めて少なかつたことを知るべきである。

六 道光咸豐同治時代における開墾

道光時代に入つては道光二年^{西曆一八二二年}の諭に浙江寧波台州府聯界南田地方、自前明封禁至今四百餘年、無業游民採捕爲名潛往私墾、見在十有八峽、計墾戶二千四百有餘畧、已墾田一萬六千七百餘畝^(下略)とあつて、浙江における開墾禁止の封禁地さへ私かに墾荒されてゐるからである。道光四年頃臺灣においては民人が生蕃の境内まで出掛けて私墾したらしく、そのため兩者に争闘が起きるので、同年趙慎畛がこれが禁止を奏請してゐる。

道光十二年^{西曆一八三二年}の上諭には江湖灘漲占墾日甚と見えてをり、十五年^{西曆一八三五年}には旗民の蒙古開墾の奏請をなしたものがあり、翌十六年には湖南永明縣の封禁山場を私墾したものがあつたらしく、これが嚴禁令が出てゐる。

道光十九年^{西曆一八三九年}には陝西武功縣から馬廠地三百八十畝、江蘇婁縣から草蕩地九十畝、浙江仁和から竈地三百五十一畝、福建侯官縣から地十六畝の開墾報告があつたが、これらもむしろ未墾地の少なかつた證據にしかならぬ。しかしてその反面には私墾隱賦の地が多く存したこともちろんである。

である。當時御史舒明阿が各省の荒地を通査せんことを上奏したのもこのためであらう。これに對しては戸部に調査を命じ、戸部の議奏によつて道光二十四年^{西曆一八四四年}上諭が出てゐるが、それは、茲據奏稱、各省未經報部各荒地、恐有私墾隱賦、殊難懸定、著各省督撫府尹都統一悉心體察、將所有荒地覈實查明、^(下略)とある。すなはち戸部奏稱によると、各省未報告の荒地で私墾隱賦のものがあるやうであるが調査しがたいといふことであるから、各省の總督、巡撫、府尹、都統に令して心を盡して調査し、あらゆる荒地につき實狀を報告せんことを命じたものである。

これも實際には私墾隱賦のものが多く存在したのであらう。しかし翌二十五年には直隸平山縣において開墾五十六畝、廣西天保縣において十三埠、江西廣豐縣において一頃十六畝、江西鉛山縣において二十畝、翌二十六年にはまた廣西天保縣で十一畝、浙江仁和縣で沙蕩灘田百七頃五十畝、浙江富陽、武康、樂清の三縣で沙地塗田六頃七十三畝、陝西武功縣の馬廠地三十三頃四十六畝等の報墾があるが、これらはもとよりあまりに少額であつて問題にならない。しかして同年の議准によると烏魯木齊鎮西府所屬の田地で二萬四千五百六十九畝、迪化州所屬で四萬五千六百畝、噶遜所屬で三千一百五十畝、庫爾喀喇烏蘇所屬で一萬一百十畝、清河所屬で三千九十畝、合計新疆地方において八萬六千五百十九畝の開墾が報せられてゐる。これはおそらく實際の新墾であら

う。

道光二十七年にはまた、陝西興平、盤屋、武功の三縣から六十五頃四畝、福建古田縣から五十四畝、廣西天保縣から八埜一伯、浙江富陽縣から九十四畝、象山縣から二百六十六畝、定海廳から七頃二畝、樂清縣から三百三畝、瑞安縣から十四畝の開墾報告がある。これらは先の二十五年、二十六年の報墾のものと共にその數額はあまりに少額だが、あるひは道光二十四年の私墾隱賦通査の結果として現はれたものかも知れぬ。しかして沙蕩灘地、塗田の開墾が報せられることは、支那内地に決して徒らに抛棄されてゐる荒田が存在しない證據である。

しかして一方既墾地についてもその收穫をあげることにつき種々心を用ひてゐる。例へば道光二十三年^{西曆一八四三年}の上諭に訥爾經額奏、遵查直隸地方雖以興舉屯政水田二摺、所奏自係實在情形、均著照議辦理、至南省民間用水車汲井溉田、需費不多、最爲利便、見據該督照式製造、發交各府州、著即諄飭所屬、廣爲勸導、實力奉行、如有民間不知此法、即於頒發式樣後、勸令按井製車試行灌溉、其始末免惜費憚勞、如行之有效、互相傳造、於農功必有裨益、用副朕敦本重農之至意」とあつて、北支那においても灌溉器を造つて水田を興さんとしたときこれである。翌二十四年の諭にも新疆の開墾についてだが、布彥泰等奏墾復荒地一勘估興工一摺、開墾地

畝必先講求水利、來源暢旺、則灌溉有資^(下略)と見えてゐる。

道光時代にはいはゆる鴉片戰爭があつて、随分混亂したのであるが、しかしこのために特に多く荒地が出来たといふやうなことはないやうである。ただ銀價暴騰のため錢をもつて納税する農民が困つてこのため私墾隱賦といふことがあるひはさらに強行はれたかも知れぬ。

咸豐二年^{西曆一八五二年}に福建侯官、福安二縣から田二百畝、噶瑪廳から田園千九百九十二甲、雲南の安平において民田三十四畝の開墾が報せられてゐるがもとより問題にならぬ。翌三年には兩廣總督葉名琛、廣東巡撫柏貴から廣東濱海の沙田萬數千頃あるが、開墾に甚だ費用がかかるから人々みな畏れて手を出さぬ。故に減價征收せんことを請うてこれが許されてゐる。

咸豐七年^{西曆一八五七年}には烏什等の地方が開墾せられたことが報せられ、同年御史吳焯が黒龍紅呼蘭城より以北蒙古爾山地方に荒原の開墾すべきものあるを奏請したので奕山をして調査せしめしところ、果して可墾地一百二十萬二千餘响あつたので上諭をもつて窒礙なくばこれが開墾を命じてゐる。一响は約七畝ほどで一百二十萬三千响は約八萬四千二百頃ほどで、かなり廣大な土地であるが、これは従前未墾の北滿地方のことである。翌咸豐八年の上諭には直隸の模樗廢林の無樹間荒三千六百餘畝を試墾せんことを令し、十年の上諭には吉林の舒蘭以北一帶の可墾地約十萬响、

園場地方の可墾地八萬餘畝、阿勒楚喀以東の可墾地約八萬餘畝は、既に委員を派して履勘済みだから一律に招墾すべきを述べてある。

咸豐初年から咸豐を通じ次の同治にかけて約十数年間はいはゆる長髮賊の亂があつて十七省が滋擾されたのであるから、この時には相當抛荒の田も出来たと思はれるがその程度はわからぬ。

咸豐六年御史錢以同が嚴禁官吏賣荒一摺を奏請したが、これに對する上諭に、本年江蘇被擾地方、除業經降旨分別蠲緩外、其餘各屬尙在查勘とて髮賊のため江蘇および各地に荒地が出来、書吏等がこれに乗じて荒田を賣收することがあつたらしくこれを禁じてゐる。また、咸豐十一年西曆一八一八の上諭には近年河南軍需浩繁、被擾之區、應完錢糧、又復疊經蠲緩(略下)と見えてをり、西曆一八一八の上諭には近年河南軍需浩繁、被擾之區、應完錢糧、又復疊經蠲緩(略下)と見えてをり、翌同治元年西曆一八六二年には御史劉慶が流亡を招集して地畝を墾闢するを要務とし、督撫はこの二事をもつて課績の本となすべきことを奏請したに對し、軍興以來、被擾地方、民多流徙、地半荒蕪、全

賴牧民之吏加意撫綏盡心招徠、庶幾田廬可復戶口日增、嗣後被擾省分、於收復地方後、各州縣地方官、有能招集流亡開墾地畝盡心民事者、即著該督撫藩司、隨時登之薦牘以備擢用(略下)とあつて髮賊のため新荒地が出来たことがわかる。同治二年西曆一八六三年の上諭にも據曾國藩李鴻章等奏報克復松江府及太倉州地方、陳及該處百姓被賊殘虐、爲數百年來所未有、各廳州縣田

畝抛荒、著名市鎮悉成焦土、雖窮鄉僻壤亦復人煙寥落、連阡累陌一片荆榛、居民間有子遺、顛連窮困之狀、有不能殫述者、覽奏情形曷勝憫惻(略下)とて江南被害の甚大をいつてある。さらに馮桂芳の墾荒議にも蘇杭陷、人民死者殆以千萬計矣、(略中)聞、皖北三河運漕一帶、有百里無人煙者、江南宜興有十里無人煙者、とある。

しかしこれらは少なくとも髮賊亂の終熄と共に多く舊態に復したものではなからうか。

いま引いた馮桂芳の墾荒議にはまた、乾隆中葉時、夫價每日不過錢數十文、國初祇三五文、故其時開墾較易、厥後新增、至今日幾及十倍矣、田貴之地畝值四五十千、荒田不足患也、吾吳田價畝數千、而出錢十數千以墾之、雖至愚者不爲、是永不能墾之道也とあつて、吳地方の一部には田價に比し勞賃が高くて荒田のまま放棄された所もあつたやうであるが、これは一般的現象ではない。

同治四年の上諭には、江蘇被賊蹂躪最深、新復地方、瘡痍未起、正宜休養生息以紓民力とあるが、同年校刊の戶部則例に見えたる直省の田額によれば、嘉慶十七年西曆一八一八年の奏銷冊の田額と比べて大體に大した變りはなく江蘇もほぼ同様である。

同治三年安徽についてのことだが、但百姓復業未久、尙須加意撫恤培養元氣とあつて安徽省

等では大體業に復してゐたやうにも想像される。

しかして一方同治二年の上諭には圍場四面邊界の荒地八千餘頃および烏魯木齊牧馬廠地につき招佃開墾を令する等邊境の開拓に意を注いでゐる。さらに同年、盛京東邊一帶の曠間山場に流民が聚衆して私墾をなすについての取締令が出てゐる。三年にはまた、哈密地方の開墾が籌辦され、また圍場附近には調査の結果伊勒門河以西一帶に二萬八千六百六十五晌、廟嶺以西一帶に八千二百三晌五畝の淨可墾地があつたのでこれが開墾を命じてゐる。翌四年萬青藜等が官荒地畝擬試墾水田請飭議籌辦一摺を奏し、天津地方縣界荒地を稻田に變へんことを請うてこれが翌年調査の結果許されてゐる。同治八年^{西曆一八}には河南、山東に飭して乾河灘地の開墾を勧め、翌九年には安徽桐城縣から歷年の開墾熟田として三千三十餘頃あつたことが報せられてゐる。同治十一年^{西曆一八}の咨准によると直隸の順義、懷柔、昌平、香河、平谷、樂亭等の州縣の升科墾荒地畝は同治十一年までに四百五十五頃五十三畝餘となつてゐる。

かくて同治十三年^{西曆一八}の戶部則例載するところによると、同治十一年の奏銷冊天下田土の總額は七百五十七萬六千九百九十八頃五十六畝で、これが各省における耕地畝數を見ると次のごとくである。

省名	田畝數(頃)	省名	田畝數(頃)
直隸	七五、〇七三	奉天	二五、二四三
吉林	一四、三九五	黑龍江	—
山東	九四、七六	山西	五三、八五四
河南	七八、二〇八	陝西	二六、四〇三
甘肅	二五、三五六	新疆	一五、五元
四川	四三、八五	湖南	三七、四〇三
湖北	五四、四九	江西	四六、二〇一
安徽	三四、七六	江蘇	四七、五七七
浙江	四三、八一	福建	二六、四三
廣東	三三、九三	廣西	八九、八七
雲南	九三、九九	貴州	二六、八五
合計	七、五七、九六		

これを六十年前の嘉慶の數額に比べると、安徽において約七萬四千頃、江蘇においても約七萬三千餘頃を減じてをり、その他は陝西の約四萬八千頃減を大としてゐる。そして總額において嘉慶時代より約三十五萬頃減じてゐるのは、たしかに長髮賊の亂の影響と思はれる。但し、奉天に

おいて約十萬頃を減じてゐるのはこれと關係なく且つおそらく記録の間違ひであらう。

七 光緒時代における開墾

光緒に入つては元年^{西曆一八七五年}の上諭に先に内地民人の臺灣に渡り私かに蕃境に入りて事を滋くするを禁じたが、今沈葆植等が法を設けて曠土を開墾するを奏するにより従來の例禁を悉く開除し廣く墾荒の人を招くべきことが見え、同八年^{西曆一八八二年}の奏准には直隸の邊境張、獨、多三廳所屬の各族報墾田八千九百六十餘頃あつたことが見えてる。光緒四年^{西曆一八七八年}には將軍銘安が吉林地方遼闊、管轄難周、各處隙地均經流民私墾^(下略)とて吉林各處の隙地が私墾されてゐることを述べ、翌五年山西巡撫曾國荃は山西省所屬澤、路、蒲、絳、解各府州に荒田甚だ多く設法招墾してゐることを奏稱し、同十三年^{西曆一八八七年}には黑龍江將軍が呼蘭地方籌辦事宜疏を上つて、黑龍江開拓が十大利をもたらしことを述べてゐる。

かくて光緒大清會典に見えたる光緒十三年^{西曆一八八七年}の奏銷冊によれば、各省の田土合計九百十一萬九千七百六十六頃六畝餘となつてゐて、これを嘉慶十七年^{西曆一八一二年}の天下土田總數に比すれば約

一百二十萬頃近くを増してゐることになる。しかして各省の内譯を嘉慶の田額に比較して表示すれば次のごとくである。

省名	田土種類	光緒十三年田畝數(頃)	嘉慶十七年との比較増減(頃)
直隸	民田屯田	六三、三〇〇	一、四〇六減
	旗產地	四、三四	六二減
	報墾地	五、三四	四九増
奉天	民田	五、三三八	三、七四増
	民餘地	六、〇九六	四、五三減
	退園地	六、四八六	一、〇八〇減
	旗餘地	一四、四九	三、〇六減
	旗餘地	一四、三三	四、〇七減
	民典旗餘地	二、八七六	二、八七増
	官莊地	二、六五一	四、四九五減
	園地	二、六五	—
	園場開墾地	三、七六〇	三、七六〇増
	東邊開墾地	一四、三三	一四、三三増

七、光緒時代における開墾

清代の耕地開墾

湖 北	屯 田	二、二四二	一、〇六八増
沙 塗 地	一七、四三七	三、〇五七増	
民 田 屯 田	五、四、〇〇四	一五、四六二減	
屯 田	七、〇三三	七、〇三三増	
蘆 田	一、二、一七四	四、五四四減	
民 田 更名 田	三三、〇四三	三、九八八増	
屯 田	三、一、六七七	三、一、六七七増	
蘆 田	三、二、三二九	四、六六増	
民 田	一、七、九七〇	六、〇二減	
屯 田	元、九、九三三	一、三、三減	
更 名 地 田	八、〇〇一	六、二減	
民 田	九、九、九三三	二、〇、四七減	
屯 田	三、七、七元	三、六、三減	
更 名 地 田	四、六、七	八、七、二減	
養 廉 地 田	七、九	一、〇、七〇減	
鹽 地 田	六、九、八	六、九、八増	
番 地 田	四、八	又、三、五、五九段	

新 疆	學 田	二、五	天減
熟 地	三、元六		
未 墾 荒地	三、二、七六		
未 墾 徵 銀 地	三、六		
民 田 屯 田	四、四、一五	五、三増	
民 田	四、一、七	一、七、〇六増	
屯 田	五、三、九	六、減	
學 田	一、五		
民 田 官 田	八、九、三	四、増	
民 田	三、九、四		
屯 田	九、一、三		

右表によつて明らかかなやうにこの中には東三省の伯都訥、五常、賓州、雙城等廳および敦化縣、伊通州の荒地約七萬頃を計上してゐる。この荒地といふのは如何なるものかわからぬが眞の荒地とすれば耕地面積からは除外すべきものである。

嘉慶の統計と比べて増加の著しいのは江蘇および山東で、これに次いで奉天、新疆、湖南等が

増し、その他はほとんど増加してをらないのみならず、少しづつ減少さへ見てゐるほどである。それで全體總額が増したの、ほとんど前記五省の田畝増加によるものにほかならぬ。しかしてこの五省中奉天、新疆に増したことは當然であるが、江蘇、山東の兩省の増加は少しく吟味を加へねばならぬ。なんとすれば、兩省のごときは從來最も開墾されてゐた土地で新開墾の餘地少なかつたはずであるからである。しかもかくのごとき増加あるは、思ふに新開墾といふより從來私墾匿報されてゐたものの新登録によるのであらう。従つて奉天その他の地方による新墾地の増加は事實であらうが、合計百二十萬頃近い増加があつたとは到底考へられぬ。換言すれば光緒統計の數額を採るとすれば、これに近いものがまた嘉慶、同治の數額であつたといふことである。

この後東三省は別として所謂支那本部各省においては特別に開墾が行はれた證據はないやうである。まさに倒壊に瀕せんとしつつ、政治、外交に多難であつた清朝として積極的に墾荒に力を致しえなかつたことはむしろ當然と思はれるが、一方新墾すべき土地の比較的少なかつたこともまたその一因と思はれる。

八 民國時代における耕地面積と清朝時代における耕地面積

民國三年^{西曆一九一四年}から同十年^{西曆一九二一年}にかけ毎年農商部の耕地統計が出てゐる。これは各省からの報告に基づいたものであるが、各省必ずしもその管轄區域全部にわたらないところもあつて、もとより完全なものでない。しかしそれによると、各省の農田面積は大體に次のごとくになつてゐる。因みに本統計には園圃は全然含まれてゐない。

省名	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
直隸	九四、三〇〇頃	九四、八六〇頃	九五、七〇〇頃	九六、八三〇頃
奉天	四九、九四〇	四七、〇七〇	四四、〇七〇	四七、四八〇
吉林	四三、八〇〇	四三、〇五〇	四九、九六〇	八三、六六〇
黑龍江	三四、九三〇	三七、〇〇〇	三四、〇七〇	三五、七三〇
山東	二、一九、六六〇	一、四七、七九〇	一、二五、一八五〇	一、〇九、五五〇
河南	三、四四、九五〇	三、四四、九〇〇	四、二四、五〇〇	三、四七、九三〇
山西	四六、八五〇	五六、九五〇	四九、四八〇	四九、八二〇
江蘇	八五、九〇〇	一、三五、三五〇	七四、九六〇	七〇、〇二〇
安徽	二八、〇一七〇	三九、八九〇	三九、四〇〇	三九、二二〇
江西	三四、六一〇	三四、五〇〇	三五、九七〇	三五、八四〇

八 民國時代における耕地面積と清朝時代における耕地面積

福建	一六、一〇〇	三九、〇八〇	三九、〇一〇	三四、五〇〇
浙江	一七〇、二〇〇	一七五、五八〇	四八、三〇〇	二七〇、四〇〇
湖北	一、二六六、八〇〇	一、三六六、八八〇	一、四三三、三〇〇	一、五〇〇、三〇〇
湖南	二六四、六四〇	二、九五五、五五〇	—	一八七、〇四〇
陝西	三〇八、〇〇〇	三三一、七六〇	三三六、三三〇	三三五、三三〇
甘肅	二〇〇、九〇〇	二八八、五五〇	二六八、六八〇	二六九、七〇〇
新疆	二〇九、一六〇	二八、九六〇	一三三、七八〇	一〇七、一六〇
四川	五五八、九二〇	五三三、一八〇	—	—
廣東	三三五、九二〇	六五五、九四〇	三〇九、六〇〇	三九、〇五〇
廣西	四四六、二三〇	七七六、九九〇	七六四、〇四〇	—
雲南	一〇四、五五〇	—	—	—
貴州	—	三三、三六〇	—	—
熱河	一五三、四〇〇	一五八、五五〇	一四五、二一〇	一六一、〇八〇
察哈爾	九七、六〇〇	二二〇、七八〇	一一一、六〇〇	一七、五〇〇
綏遠	—	—	—	五〇、三九〇
合計	一三、九四一、四〇〇	一三、一五五、二五〇	一三、八四九、七〇〇	一三、五三三、六四〇

直隸	一九一八年 九四三、九六〇頃	一九一九年 三〇〇、〇四頃	一九二〇年 八九、二五〇	一九二一年 —
奉天	四四七、四八〇	—	—	—
吉林	八三三、四〇〇	八三三、七六〇	七七八、七四〇	—
黑龍江	三七六、〇〇〇	—	—	—
山東	一、〇〇九、五五〇	一、〇〇二、四八〇	一、〇一八、五九〇	—
河南	三、四八二、六二〇	三、四八八、五二〇	三、四九〇、四八〇	三、四九〇、六二〇
山西	四九八、二二〇	四九八、〇九〇	四九八、二二〇	四九八、二二〇
江西	七八〇、四七〇	七九三、一一〇	八三三、二三〇	八三三、九三〇
安徽	四四六、四六〇	三九六、九六〇	四〇三、二二〇	三九六、一七〇
福建	三六三、一五〇	—	—	—
浙江	三三四、五五〇	二八、四五〇	—	—
湖北	二天九、九三〇	—	—	—
湖南	一、五四八、八六〇	—	—	—
陝西	—	—	—	—
合計	二七六、四〇〇	—	—	—

本表中明らかに誤謬に屬するものは河南の農田面積であつて、河南全省の面積が約六萬七千九百五十四平方哩、これを一平方哩約四十六頃四十六畝四として三百十五萬七千四百十頃しかないのに、農田面積が三百四十八萬頃からあつて百分比が一一〇、三%を占むるとはあまりに明らかな背理である。これは訂正しなければならぬ。その他湖南の統計で、園圃を加へない農田の數額が同省全面積の五九%あまりを占めるのが少し多すぎるやうであり、安徽、江西、浙江、廣東、陝西、四川、雲南および貴州においては、いづれもやや少なすぎはせぬかと思はれる。

これについて「支那農田統計」の著者はこれらに訂正を加へ、河南については大約千四百萬頃と見積つてゐる。これは別に大した理由があつたわけではなく、大體山東あるひは湖北なみの農田百分比としたにすぎぬのである。湖南については、この地が支那の主要米産地の一であるが、河南、湖北に比してより丘陵的であつて、農田百分比がそれらより多いとは思はれぬとし、約三五%を見積つてゐる。安徽はその地勢状態からいへば第一級に屬すべき地方で、耕地百分比が一五・六とはあまりに少なく、これでは安徽の人口から見て農夫一人當り二畝以下となる。少なくともこの地では一人五畝當はありと考へられるから、百分比は四〇%ぐらゐになり耕地は一百萬頃餘となるとする。江西、浙江、廣東等は直隸、山西および廣西と共に第二級の地勢に屬すべきもので耕地百分

比は二〇%乃至三〇%はある。陝西、四川も少なすぎる。四川では同治十一年西曆一八七一年の戶部則例の税田のみの統計でもなほ六十數萬頃からあり、直隸、山西を合したより一〇%も面積廣く且つ人口も稠密な所であるから、耕地は二百萬頃を下るはずがないとしてゐる。陝西は四千年間近くの開墾を経た所で、そこが一〇%以下の耕地とは一人當り一、五畝にすぎぬことになつてまたそのまま承認しえぬ。これは少なくとも一五%の耕地は存するとする。雲南についてはその後雲南當局の調査によれば全省九十六縣中、三十六縣の報告だけで十三萬頃以上になつてゐるから、全省としては少なくともその倍以上を見積らねばならぬとしてゐる。

なほこのほか二三の省に訂正を試みた結果、支那全省の農田およびその全面積に對する百分比を大約次のごとしとしてゐる。

省名	田畝數(頃)	全面積に對する百分比	省名	田畝數(頃)	全面積に對する百分比
直隸、山西、熱河、察哈爾、綏遠	一、七〇千	一九・四	奉天、吉林、黑龍江	一、六二千	九・七
山東	一、二八	四・〇	河南	一、四〇〇	四・三
江蘇	七四〇	四・三	安徽	一、〇一九	四・〇
江西	九六九	三・〇	福建	三三三	一五・〇
浙江	五〇〇	二・五	湖北	一、五五四	四六・五

八 民國時代における耕地面積と清朝時代における耕地面積

二二三

清代の耕地開墾

湖	甘	四	廣	貴	合	湖	陝	新	廣	雲	陝
南	肅	川	西	州	計	南	西	疆	東	南	西
一、三五六	二、六七	一、五七	七、八四	三	一、六八三	三、五〇	四、六	一、五〇	二、三九	二、六	一、五〇
一、三五六	二、六七	一、五七	七、八四	三	一、六八三	三、五〇	四、六	一、五〇	二、三九	二、六	一、五〇

本表はもとより實際の支那農田畝數と大分異つたものであらう。しかし正確な統計のない今日如何ともしがたいのであつて、比較的合理的な推想に甘んずるよりほかない。そこでこの數を大體に實際に近いものとして光緒十三年西曆一八七七年の統計と比較して見る。

直	山	奉	吉	黑	山	直	山	奉	吉	黑	山
隸	西	天	林	龍	東	隸	西	天	林	龍	東
六三、〇四八	五、四、六六二	三、四、六九	一、四、八三三	八六	一、二九、三四	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、六四、〇〇〇	一、二八、〇〇〇	一、二八、〇〇〇	一、二八、〇〇〇
六三、〇四八	五、四、六六二	三、四、六九	一、四、八三三	八六	一、二九、三四	一、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、六四、〇〇〇	一、二八、〇〇〇	一、二八、〇〇〇	一、二八、〇〇〇

河	陝	甘	新	四	湖	湖	江	安	江	浙	福	廣	廣	雲	貴
南	西	肅	疆	川	南	北	西	徽	蘇	江	建	東	西	南	州
七、二六、七五二	三〇、五、九三三	一、六七、七五二	二、四、八〇三	四、六、四、一五九	三、四、八、七三二	五、九、二、〇二二	四、七、三、四、二六	四、二、一、三三〇	一、〇、八、二、五七	四、六、七、七、〇五	一、四、〇、〇〇〇	三、四、七、三、三八	三、四、七、三、三八	九、三、一、三三	二、七、〇、六〇
七、二六、七五二	三〇、五、九三三	一、六七、七五二	二、四、八〇三	四、六、四、一五九	三、四、八、七三二	五、九、二、〇二二	四、七、三、四、二六	四、二、一、三三〇	一、〇、八、二、五七	四、六、七、七、〇五	一、四、〇、〇〇〇	三、四、七、三、三八	三、四、七、三、三八	九、三、一、三三	二、七、〇、六〇

八 民國時代における耕地面積と清朝時代における耕地面積

二三五

合 計

九、九八、六六

一六、八三、〇〇

七七、三、三三增

すなはち總計において約七百七十五萬餘頃を増し、各省について見れば東三省の約百三十六萬頃増加を筆頭とし、四川、湖南がこれについてそれぞれ約百萬頃の増加である。その他湖北、廣西、河南、安徽、廣東、江西等も非常な増加をなしてゐる。

しかしてこのうち東三省における百三十六萬頃の増加は、山東省等の移民によつて新らしく開拓され、またその後も非常な勢をもつて増加しつつあること滿鐵の調査その他によつて容易に承認しうるのであるが、その他の諸省においては光緒十三年^{西曆一八八七年}より民國初めに至るまで約三十年の間に、これだけ多額の開墾があつたと考ふべきなんらの證據も見當らない。山東、江蘇においては減少してゐるが、これは光緒の統計が疑はしいこと既述したところである。

ここで我等は清朝時代の實際の耕田面積なるものを更に一考する必要がある、しかして吾らはつぎのごとき一推想に達しうるのである。それは光緒より民國にかけて東三省以外他省において非常な耕地の増加があつたといふ證據がないことから、たとひ光緒時代の奏銷冊田畝數は九百餘萬頃しかなかつたとしても、實際の耕地はやはり民國のそれより東三省の開墾増加數を差引いた約一千五百五十萬頃に近いものではなかつたかといふことである。かかる推想がもし正しいとし

たら、嘉慶から光緒にかけても新開墾が比較的少なかつたのであるから、嘉慶時代の實際耕地數もまたこれより大して少ないものではなかつたと考へられるのである。すなはち奏銷冊の差額を新開墾數とすれば、嘉慶時代、千四百五十萬頃近くの實際耕地面積となる。かくて乾隆時代も實際耕地は約千三百乃至は千四百萬頃、康熙時代には約千二百萬乃至は千三百萬頃ぐらゐあつたことと推定されるのであつて、これらの數額と各時代奏銷冊の田土總計との差額が隠匿されてゐた田土とも考へられるのである。

九 結 言

以上述べたところを要約しこれから一種の推想を立てればおよそ次のごとくである。

- 一、清朝初年頃には比較的荒地があつたやうであるがその程度は不明で、康熙にいたるまでには大體明萬曆時代頃に恢復されたと思はれる。
- 二、その後雍正時代より乾隆時代と下るに従つて幾分づつ耕地の増加を見てゐるがその額は割合に少なかつた。

三、嘉慶時代においてはいはゆる普通に耕しうる所は大部分耕やされて、邊境の開拓をなさねばならぬやうになつた。滿洲が耕され出したのは清朝初期からであるが、はじめは僅かに奉天の一部に限つたものであつた。これが嘉慶時代までには漸次増加してをり、小額ながら吉林、黒龍江にも耕地ができた。

四、同治時代には太平亂等のためやや荒地ができてゐるが、しかしこれも遠からず恢復したらしく、さらに光緒時代には滿洲開拓等もあつて嘉慶時代より耕地が増した。

五、しかして清朝を通じて開墾の状態を見るに、滿洲および邊境地方には新開墾が行はれたがいはゆる支那本部では割合に少ない。これはいはゆる支那本部における可耕地がすでに比較的十分に開發されてゐたからと思はれる。土地の集約的使用に關してしばしば上奏および詔勅があるのもこの一證である。

六、奏銷冊の數額はもとより實際耕地面積とは異なるものだが、奏銷冊間の差額は大體に新開墾畝數および新查出耕地の合計と見られる。しかし新查出耕地があつても一方さらに新耕地の隱蔽も行はれることだから、この差額に近いものが開墾畝數ではないかと思はれる。しかして清初と清末との奏銷冊田土數差額は約三百萬頃で、このうち東三省、新疆、甘肅等の新

開墾畝數約五十萬頃を除いた約二百五十萬頃近いものが、清朝を通じていはゆる支那本部に行はれた新開墾面積と思はれる。

七、民國時代の實際耕地面積は約千六百八十餘萬頃と推想され、清末より著しく増加してゐるが、これだけ新開墾が行はれた證據なく、ただ調査が嚴密であつたために生じたものと考へられる。

八、これより清初における實際耕地面積は約千二百五十萬頃、乾隆時代には約千三百五十萬頃、嘉慶時代には約千四百五十萬頃、光緒時代には約千五百五十萬頃ほどあつたと推定される。

九、如上推定したる實際耕地面積と清代奏銷冊記載田土數額とにはいづれの時代にもそれぞれ約五百萬頃乃至六百萬頃の差異があつて、これだけの額が脱税あるひは免税されてゐたものと考へられるのである。

清代における人口

- 一 序 言
- 二 清代以前人口の一瞥
- 三 清朝初期における人口
- 四 清朝中期における人口
- 五 清朝末期における人口

一 序 言

清代の戸口統計で根本資料たるべきものはいふまでもなく政府の報告であつてこれには編審、例奏および官書類がある。編審は清朝入關の後、明制に倣つて里坊廂の制を行ひ賦役黃冊を編せんとするに關連して作られた戸口調査報告で、はじめ三年に一次、順治十三年西曆一六五六年よりは五年に一次行はれる事となつた。乾隆會典には「凡編查直省戸口以五年爲一期、州縣官通稽境內民數、每百有十戸、推丁多者爲長、餘十戸爲甲、甲繫以戸、戸繫以口、編爲一冊、城中曰坊、近城曰廂、在郷曰里、民年十六始傳、六十以上除之」とある。この編審はこの後雍正四年西曆一七二六年に直隸總督李紱が改編審行保甲疏を上つて編審よりも保甲法による戸口調査の詳密なるをいひ、乾隆五年西曆一七四〇年各督撫に令して戸口の清查を命じ乾隆三十七年李瀚の請ひに従つてつひにこれを停めるまで行はれた。編審は里坊廂長が各戸籍簿を作つてこれを縣に送り、府は各縣の報告を合して一總冊を作りこれを布政使に上り、布政使は各府の總冊を彙集してさらに一總冊を編製しこれを督撫に

上り、督撫はさらにこれを戸部に送付するものでこれら原本はいはゆる戸部檔案の一として北京に保存されてゐたのである。これは最も根本資料たるべきものであるが従来閲覧が許されずまた許されたとしても尨大繁雜、到底一個人短時日の調査しうるところでない。

例奏は毎年の終りにおいて呈報せしめた州縣の丁籍で、清朝通志に順治十七年^{西曆一六〇年}の上諭として「令直省每歲底、將丁徭賦籍彙報」とあるものすなはちこれである。この原本ももとより戸部檔案として北京に保存されたものである。

官書類はこの編審、例奏に基いてその總數を記録したもので、列朝の大清會典、東華錄、清朝三通、大清一統志および列朝の實錄等があり我々の容易に利用しうるのはこの種のものである。

このほか、清代の人口を記した個人の研究、報告等もまた資料となる。これは多く上記の根本資料に基づいたものであるが、あるひはその實數に合せざるを指摘しあるひはこれが訂正を試みる等参考になる點がある。いま、これらの主なるものをあげれば外人方面では J. B. Duhalde, 'Description géographique, historique, chronologique, et physique de l'empire de la Chine et de la Tartarie chinoise,' 1735. (英譯本キョウ) J. J. Amiot, 'Memoire concernant l'histoire, les sciences, les arts, les moeurs, les usages, etc. des Chinois,' vol. VI. T. G. Staunton, 'An Authentic

Account of an Embassy from the King of Great Britain to the Emperor of China.' Appendix. C. L. J. de Guignes, 'Voyages à pékin Manilla, et l'île de France,' 1808. R. R. Morrison, 'View of China,' 1817. E. C. Bridgman, 'Chinese Repository,' 1833. W. H. Medhurst, 'China, Its State and prospect,' S. W. Williams, 'Middle Kingdom,' 1848. T. Sacharoff, 'Historische Uebersicht der Bevoelkrunge ver haltnisse Cinas,' 1858. E. H. Parker, 'A Note on Some Statics regarding China,' in Journal of the Royal Statistical Society, vol. LXII. 1899. 'China, Past and Present,' 'China, Her History, Diplomacy and Commerce,' W. W. Rockhill, 'An Inquiry into the population of China,' in Report of the Smithsonian Institution for 1904, 1905. W. F. Willcox, 'A Westerner's Effort to Estimate the population of China, and Its Increase Since 1650,' 等がある。

支那人では洪亮吉「意言」俞正燮「癸巳類稿」梁啓超「中國史上人口之統計」等のほか、黎世衡「歷代戶口通論」^{民國十一年} 陳長蘅「中國近百八十餘年來人口增加之徐速及今後之調濟方法」^{民國十六年東方雜誌}

(この文ははこ名 Chang-Heng Chen, 'Changes in the Growth of China's Population in the Last 182 Years' 中国 Economic Journal 1927 に掲載) 朱祖晦「人口統計新論」等がある。邦文のものはいかに省略に従ふ。

外人は清代支那に來た宣教師が主で、その著述も多く支那の人口を専述したものでなく、支那を概説しつつ人口に觸れたもので、著書の多い割に内容は貧弱なのが多い。内容の是非如何を別にして比較的まとまつてゐるのはバーカー、ロツクヒルおよび現に米國大學教授をしてゐるウィルコックスなどにすぎぬ。現在の支那人で民國以來の人口を研究する者はあるが、宣統二年の調査以外清朝におよぶものは少ない。

編審および例奏を別とし政書類中戸口を記録すること最も多きは東華錄で清末以外、清初からほとんど毎年の統計を載せてゐる。それで清代戸口の消長は一應東華錄によるを便利とするが、同書の記録と會典、通考等の政書類との間に相違があつてそれぞれ吟味を要するのみならず、そもそも支那の戸口統計には下記の諸點があつて、實際の數額より著しく少なきを普通とし、これを利用するには根本的な考慮を加へる必要があるのである。

(一)支那の戸口統計に脱漏の多いこと。元來支那戸口調査の目的は全く賦役を課するにあつたから民これをまぬかれんとして百方隱匿を行ひ實をもつて官に報することが少なかつた。このことは歴代の史書もほとんど枚擧に違ないほどこれを指摘してゐるところである。しかしして脱漏は戸數口數共にこれをまぬかれぬが、なかんづく、戸數より口數に多かつたことあら

ためて説くまでもないであらう。

(二)支那の戸口統計に官吏の作偽多きこと。支那の戸口調査は地方官憲の行ふところといへども、實情は管下の報告を彙集してこれを中央に冊報するのみで、もとより實際の調査を行ふことなく、多く任意作偽し、且つ、戸口の増加報告は中央への送附稅額の増加を來たすので、故意に少報せんとするのが常であつた。

(三)支那の戸口統計が土着の民戸を主とすること。支那の戸口冊版に登録するものは多く民戸に限られ官吏、軍人のほか、樂戸、乞丐、僧道、奴僕等はほとんど調査のほかにあつた。また、民戸でも土着のものを主とし轉徙浮寄の流民遊手はもとより客籍の者も多くこれに洩れることがあつた。

従つて支那戸口數の研究は當時社會の狀況に照らし記録されたる統計を如何に訂正して實相に近からしめんとするかが問題なのであつて清代の戸口においてもまた同様である。

二 清代以前人口の一瞥

支那でやや信頼しうる戸口統計が出来るやうになつたのは漢代からである。周禮によれば周代に司民なる戸口統計の専官が設けられ、戸口調査の方法も詳しく記されてゐるが、この書は今に疑問の書とされてをり、秦始皇十六年西曆前二二一年「初令男子書年」といふ事實と思ひあはすれば、たとひある程度の調査が行はれたとしても、その如何なる性質のものであつたか設想に難くないのである。従つて通志、文獻通考、駒陰冗記等がこの時代の戸口数を記すとももとより信憑するに足らず、いはんや後漢書地理志註所引の帝王世紀等が「禹平水土爲九州、民口千三百五十五萬三千九百三十五人」として夏代の戸口をあぐるにおいてをやである。

漢代には算人課税の法たる算賦の法が作られ、課税に即して實際に戸口調査を行はねばならぬやうになり、かくて平帝の元始二年西曆二年にその最初の統計が出来た。これもその正否にいたつては多くの吟味を要するのであるが、とにかく、比較的信憑しうる調査としての最初のものであり爾後歴代の統計もまた大體にこれに準ずるものといつてよい。

いま正史、通典、文獻通考、續文獻通考、駒陰冗記等により漢代以後明代にいたる歴代戸口統計のうちその主なるものを列擧すれば次のごとくである。

時代	戸数	口数	毎戸平均	摘要
前漢 平帝元始二年	二,三三,〇六一	五九,五九,九七八	四・九	漢書地理志
後漢 光武帝中元二年	四,二七四,〇四四	三三,〇〇七,八二〇	四・九	後漢書郡國志注帝王世紀 應劭の漢官儀にはこの年の戸数を 四,二七九,六三四とす
隋 煬帝大業二年	一六,〇七〇,九六六	五〇,〇六六,八五八	三・一	通典にはこの年の戸口数を一〇、 六七七、九六〇戸、五六、四八六、 八五六口とす
唐 太宗貞觀初	三,〇〇〇,〇〇〇	四六,〇二九,〇五六	五・二	冊府元龜 通典には大業中戸八、〇〇〇、〇〇〇とす
唐 玄宗天寶十四年	八,九二四,七〇九	五三,九九九,三〇九	五・九	通典、駒陰冗記
唐 文宗開成四年	四,九六六,七五三			文獻通考
北宋 太祖開寶九年	三,〇九〇,五〇四			宋史地理志、駒陰冗記
北宋 神宗熙寧八年	一五,六六四,五五九	二二,八七〇,一六五	一・五	文獻通考
北宋 徽宗大觀四年	二〇,八八二,二五六	四六,七四四,六四四	二・二	宋史地理志
南宋 高宗紹興三十年	二二,三六六,七五三	一九,三三九,〇〇八	一・七	文獻通考
元 世祖至元廿七年	一三,一九六,二六六	五八,八四四,七二二	四・五	駒陰冗記、續文獻通考

明	太祖洪武廿六年	西曆一三九三年	二、五、八、七〇	六、四、八、八三	五・七	明會典
	孝宗弘治十七年	西曆一五〇四年	三、九、七、九四	六、一、五、八五三	四・六	續文獻通考
	神宗萬曆六年	西曆一五七八年	二、六、三、四三六	六、九、二、八五六	五・七	明會典

右表は大體に歴代の初期、中期および末期の代表的數字をあげたのみで、この間になほ幾多の記録あることいふまでもない。これらの數字がこのまま信用せられざることには序言に述べたごとくであるが、記録によつても相違するものがあり、例へば後漢桓帝の永壽二年の統計は摘要にも記したごとく、杜佑の通典と戸數において五百三十餘萬、口數において六百四十餘萬の差異あるごときである。

さらにこれらの數字を表面の歴代戸口の變遷といふ點から見ても多くの疑點がある。上述のごとくこれらは大體に歴代の初期、中期および末期の統計であるが、明朝を除いて一般に初期の戸口すこぶる少なく中期に増大し末期に再び減少してゐる。王朝創業の初期に戸口少なく中期の盛期に多く衰微の末期にまた減少する傾向は、他國にても往々見られるところで、必ずしも支那に限つたことでないが、右表の數字では特にこれが甚だしくなつてゐるやうであり、唐、宋のごときその

初期において僅かに三百萬戸前後にすぎぬ。末期における減少の著しいことも同斷である。これら著しい歴朝戸口隆替の現象はたしかに王朝の初期および末期における戦亂、盛期における平和等に原因する點もあるが、それよりも初期、末期における調査の不徹底、盛期におけるその比較的徹底がさらに重大な原因であつたと考へられる。このことは支那の他の戸口統計において、數年にして數百萬戸を減ずると見るや、また數年を出でずして數百萬戸を増す等の例によつても推想せられるのである。

従つて支那の戸口統計はその初期および末期におけるものより、その盛期における最大戸口數がむしろ比較的實數に近いものと考へられ、初期および末期の戸口も大體にこれを標準として觀察すべきものと思ふ。しかして盛時最大の戸口數といへども記録の誤謬でないかぎり、實數がこれよりさらに大なるべきことはいふまでもないところであらう。

また右表によれば、漢代に少なくとも一度は戸數約千二百二十餘萬、口數約六千萬を算した戸口が、その後この數におよぶ時代少なく、千數百年を経た明代にいたつてなほほぼ同數を數ふるにすぎない。もつともこの間支那の疆域には廣狹の差があり、漢朝のごときはすこぶる廣大な版圖を有したので、必ずしも一概に論ずるわけにゆかぬが、人口の大部分がいほゆる支那本部の地

にあつたこと漢代もその後も變りなく、且つ少なくとも支那本部は右表歴朝共にこれをその版圖としてゐたのである。ことに支那本部内各地の開発は漢代よりもその後、時代を下るに従つて漸次進展したもので、例へば江南の開発のごときも唐代特に南宋以來のことにほかならぬ。廣東、福建のごときは唐代になほ罪人流謫の地であつた。従つて漢代以來明代にいたる千數百年間に生活力の旺盛な支那民族がほとんどその人口を増加しなかつたとは到底考へられぬのである。

思ふにこれは人口の増加あるも賦税に關連した戸口調査において從來の記録以上にその増加を報すること支那において特に困難だつたためと考へられ、この點支那の戸口統計は後世ほど却つて實相と遠ざかりその實數を得るためにはさらに多くの斟酌を必要とすといひうるのである。

以上内面的および外面的疑點を考慮に入れて少しく上記統計を吟味し歴代の戸口數を推算するに、前漢時代は杜佑もいつてゐることく元始二年の數が前漢のみならず後漢を通じての最大數で漢代は大體にこの數、すなはち戸數約千二百萬、人口約六千萬前後あつたと見てよいであらう。最盛期の實數はもとよりこの數の上にあつたことはいふまでもない。従つて後漢の初、光武帝中元二年の戸數四百二十餘萬、口數二千百餘萬といふのは、この間饑饉惡疫の流行、王莽篡奪以來の國內混亂等による幾分の人口減少があつたとしても到底この數に減ることなく實數はやはり六

千萬程度であつたらう。この後全く平和回復し戸口調査が舊態に復した桓帝の永壽二年の統計が人口五千餘萬となつてゐることは當然だが、これも實數は少なくとも六千萬以上であつたと考へられる。既述のごとく通典はこれを五千六百餘萬としてゐる。ただその戸數千六百餘萬、詳しくいへば一六、〇七〇、九〇六戸といふ帝王世紀の數には少しく疑問があり、通典はこれを一〇、六七七、九六〇戸としてゐる。兩者を比べるとこれらがもと同一資料から出た數字で、何れかが誤記したものであること容易に看取され、帝王世紀の數によれば毎戸平均三・一人となつて不合理であるから、通典の著書が故意にあるひは訂正したのかも知れぬ。もし帝王世紀の戸數を探るとしたら、假りに毎戸五人として約八千萬の人口となる。

隋代の煬帝大業二年の戸數約九百萬、口數四千六百餘萬といふのも、永らく南北朝分裂の後を承けた調査不善の數字であつて、實際はただにこの數にとどまるものでなからう。

唐初太宗の貞觀の戸數が僅かに三百萬といふのはこの數が調査のおよぶ範圍について單に推察された數字にすぎぬことその整數なることと口數統計を缺くことによつても知られ、もとより真相とはあまりに懸け離れてゐる。隋末の爭亂に多少減少したことは事實であらうが隋代の數に著しく劣るとは考へられぬ。最盛期の玄宗天寶十四年にいたつて戸數約九百萬、口數約五千三百萬、

ほぼ隋代の數を算へるやうになつてゐるがこの數の不合理なることは通典の著者杜佑も夙に言及してゐる。すなはち「唐の盛時は西漢を凌ぎ天下の戸口も元始時代を踰えるはずであるのに統計上では三百餘萬戸少ない。漢の武帝は徒らに兵を用ひて人戸半に減じ、その後平帝の元始二年にいたる七十餘年で戸千二百餘萬になつた。唐は創業より百三十餘年、この間時に兵戎を起したこともあるが未だ戸口の減少を來たさず却つて浮浪日に多い有様である。従つて漢代に比べ人口は必ず多いわけで少なくとも千三四百萬を加へねばならぬ」といふのである。いま假りに天寶の統計に戸數三百萬、口數千三百萬を加へると戸數約千二百萬、口數約六千六百萬となるが實數また、ただにこれにとどまるものではなかつたであらう。唐末、文宗開成四年の戸數が五百萬に足らぬことも、天寶以後の内亂があつたとはいへ、多く戸籍紊亂の結果で、口數統計のないこともこの一證である。

宋代に入つて太祖の開寶九年の戸數三百餘萬なるは、唐の太宗貞觀の戸數が三百萬戸であつたとほぼ同一原因から來たと考へられ唐初、唐末と共に實際戸數は遙かこの上にあつたに相違ない。従つて盛期たる神宗の熙寧八年に戸數千五百六十餘萬、徽宗の大觀四年につひに二千八十餘萬を算し、從來戸數の記録を破つて激増を示したことは宋代の發展ともあはせ考へて何ら怪しむに足

らぬ。ただ、怪しむべきは熙寧、大觀の統計のみならず他の宋代の統計においても戸數と口數との比率すなはち毎戸の口數が著しく少なく二人前後になつてゐることである。これは明らかな背理であるが、これについては我國では加藤繁博士および宮崎市定氏の論文がある。加藤博士は大體に南宋の李心傳の説を採り、人民が丁賦の負擔をまぬかれんがために戸籍を脱漏した結果とするに對し、宮崎氏は大體にチャイルスの説を採り、宋代の口數とは男子のみをいひ女子を含まざるが故であるとする。兩説の是非批判はここに省くも、とにかく宋代の口數が戸數に對して眞を傳へぬことは事實である。いま通説に従つて毎戸平均の口數を五人として勘定すれば、熙寧の人口は約七千八百萬、大觀は約一億四百萬となる。既述のごとく口數統計より戸數統計を採るべきものとし、且つ、最大戸口數をもつて當時戸口の標準とすべき點よりすれば、宋代の人口は大體一億前後あつたものではないかと思はれる。南宋、高宗紹興三十年の統計が著しく減じてゐるのは、宋室南渡による版圖縮少の結果であつて支那全土の戸口減少を意味するものではない。

明代では太祖洪武廿六年の戸數が千六十餘萬、口數が六千五十餘萬で王朝初期の統計としては最も整備したものであり、且つ前代より大して減少してゐない。明初の政令が緊張してゐたことは夙にいはれるところで政令の緊張、従つて調査の比較的行届いたかぎり、たとひ殺戮流竄の後

を承けたとしても實際人口にはさほど喪失のないことを考へねばならぬ。今まで後漢、唐、宋の初期や末期に盛時とあまり變らぬ訂正を行つてきた理由もここに存するのである。

しかるにその後の明代戸口にあまり變化がないのは怪しまねばならぬ。明代の最大数を唱へる孝宗弘治十七年の統計も明初に比し戸數において僅かに二百三十萬を超え口數においては却つて少しく減じてゐる。弘治十七年以外の弘治統計は戸口兩方共に洪武時代におよばぬ。明末神宗萬曆六年の數額も口數は少し増してゐるが戸數はこれより劣つてゐる。要するに明代盛時に一時戸數千二百餘萬を記録したほか明一代を通じて大體に戸數一千餘萬、口數六千餘萬をもつて終始したといふわけである。續文獻通考の著者王圻はこれを元末殺戮流竄の後を承けた明初の戸口がその後休養生息した各代の戸口數に比しなほ多きを算するとは斷じてこの理なしとて國家戸口登耗、有絶不足信者、有司之造冊與戸科戸部之稽查、僅爲兒戲耳といつてゐる。畢竟、明初以後の統計は全く官吏の作偽隱匿で實相と遠ざかるといふのである。明史食貨志はこの點を明初政令が緊張してゐたに後世次第に弛緩したため、民あるひは豪門に投倚しあるひは匠を冒して兩京に竄し、あるひは引を冒して四方に賈しあるひは衆をあげて舟居する等民籍を隱匿するものが多かつた故であるとしてゐる。これら民籍の脱漏者が幾何あつたかわからぬがこれに軍籍、匠籍のもの

皇族、官吏、縉紳、僧道およびこれら家族奴僕等一切を加へた全戸口は記載されたる戸口よりよほど多かつたと思はれる。いま假りに記録戸口の二倍をもつて全戸口數とし中葉最大の戸數約千三百萬を標準として考ふれば戸數二千六百萬、每家五・七人とすれば口數一億四千八百萬となる。私は明代盛時には大體にこの一億五千萬あつたのではないかと思ふ。但し、積極的な根據があるわけではなく、既述の宋代戸口および後述の清初戸口と對比してかく考ふるを妥當とする推想からにすぎぬ。末期はたしかに少しく減じたやうである。

外人で最も古く支那の人口を記したマルチニは明末のこととして「支那の最も信すべき記録により慎重精密なる態度をもつて各省、各縣の人數 *Hominum* を計るに皇族、守令、宦官、僧道、婦女および幼童を除いて五千八百九十一萬四千二百八十四人を得、しからは、支那の人口二億の説は敢へて驚くに足らぬ」といつてゐる (Martin Martini, 'Novus Atlas Sincensis, Amsterdam 1655—W. F. Wilcox, 前掲書所引)。五千八百九十餘萬は大體に明代の口數六千萬に一致するのであつて、これマルチニが明代の口數をもつて課丁となし特に *Hominum* の語を用ひたものと考へられる。明代の調査は里坊廂制によるものであり、この制が家を主とし負課の丁男を調べるを目的としたものであるから、そのあげられるのが丁男なること後述の明制を襲うた清初の戸口が丁男

のみを数へるによつても想像せられる。しかしそれでは戸数との間に全く均衡が取れぬことなるのであつて、明代口数はやはり一般民籍口数と解し、戸口の少ないのは隠匿によると考へるのが合理的である。しかしいづれにしてもマルチニによれば當時支那に人口二億説があつたらしくそして彼自身もこれに近い数を認めんとするものごとくである。

三 清朝初期における人口

ここに清朝初期とは北京定鼎の順治元年西曆一六四四年から康熙時代西曆一六六二年を経て雍正の末年西曆一七三五年にいたる約九十年間を指す。この間、清朝最初の戸口調査が行はれたのは定鼎後七年の順治八年であり、従つて記録の存するものこの年からである。いま、少しく煩瑣であるがまづ東華錄に見えたるこの間の數額を列示すれば次のごとくである。

年次	人丁數	年次	人丁數
順治八年(一六五二)	一〇、三三、三六	同 十三年	一五、四二、七六
同 九年	一四、四三、八六	同 十四年	一八、六二、九六
同 十年	三、九六、五八	同 十五年	一八、三三、八二

同 十一年	一四、〇七、二五	同 十六年	一九、〇八、〇三
同 十二年	一四、〇三、九〇	同 十七年(一六六〇)	一九、〇七、五二
同 十八年	一九、三三、五二	同 十八年	一六、九四、二五
康熙元年(一六六二)	一九、二三、三三	同 十九年(一六八〇)	一七、〇四、六七
同 二年	一九、二四、三六	同 二十年	一七、三三、三六
同 三年	一九、三〇、六四	同 二十一年	一九、四三、七五
同 四年	一九、三三、二八	同 二十二年	一九、五二、六一
同 五年	一九、三三、三四	同 二十三年	二〇、三〇、六五
同 六年	一九、三六、八一	同 二十四年	二〇、三六、七六
同 七年	一九、三六、三七	同 二十五年	二〇、三九、三二
同 八年	—	同 二十六年	二〇、四九、三二
同 九年(一六七〇)	一九、三六、四三	同 二十七年	—
同 十年	一九、四七、五七	同 二十八年	二〇、三三、五六
同 十一年	一九、四三、五七	同 二十九年(一六九〇)	—
同 十二年	一九、三三、五七	同 三十年	二〇、三三、五六
同 十三年	一七、二四、四二	同 三十一年	二〇、三六、七三
同 十四年	一六、〇七、五二	同 三十二年	—

清代における人口

同 十五年	一六、〇三七、二八八	同三十三年	二〇、三七〇、六五四
同 十六年	一六、二六、三六七	同三十四年	—
同 十七年	一六、八四五、七五	同三十五年	二〇、四一〇、三六二
同三十六年	三、四一〇、六八二	同三十四年	二四、七九六、〇八七
同三十七年	二〇、四一〇、六八二	同五十五年	—
同三十八年	二〇、四一〇、六八六	同五十六年	二四、九三三、四八
同三十九年(一七〇〇)	二〇、四一〇、九三三	同五十七年	二四、九七一、四九九
同四十年	二〇、四一〇、一六三	同五十八年	二五、〇〇五、九六六
同四十一年	二〇、四一〇、三六〇	同五十九年(一七二〇)	二五、〇一九、九四九
同四十二年	二〇、四一〇、四八〇	同六十年	二六、六六、二〇九
同四十三年	二〇、四一〇、三六〇	同六十一年	二五、七三三、五〇二
同四十四年	二〇、四一〇、五〇〇	雍正 元年(一七二三)	二五、七三三、八五四
同四十五年	二〇、四一〇、五〇〇	同 二年	二六、一一、九三三
同四十六年	—	同 三年	—
同四十七年	三、六二、三三四	同 四年	二六、三九〇、八九九
同四十八年	—	同 五年	二六、五〇八、九六七
同四十九年(一七一〇)	二五、三二、三三六	同 六年	二六、五二、六九〇

二六〇

同五十年	二四、六三、三四	同 七年	二六、六五、二五九
同五十一年	二四、六三、五四	同 八年(一七三〇)	二六、三三、四七
同五十二年	二五、六七、七九	同 九年	二六、三三、七三三
同五十三年	二四、七四、五六	同 十年	二六、三三、八五五
同 十一年	二六、四八、七五	同十三年	—
同 十二年	二七、三三、四六二		

清朝文獻通考には順治十八年(二一、〇六八、六〇九)、康熙廿四年(二三、四一一、四四八)、康熙五十年(二四、六二一、三三四)、康熙六十年(二七、三五五、四六二)、および雍正二年(二五、二八四、八一八)の數額が載つてをり、康熙五十年が東華錄と一致してゐる以外はいづれも東華錄の數と差異がある。大清會典の記載は時期および數額において通考と全く同一である。

これら文獻間における相違についてはその何故なるや今俄かに判斷しがたいが、戸口推測の標準としては少しでもその數額の大なるものが實相に近いと考へられるから、少なくとも順治十八年および康熙廿四年頃は東華錄を棄てて通考および會典の數額を採るべきものと思ふ。康熙六十年および雍正二年は東華錄の方が大であるが、康熙六十年東華錄の數額はその前後の數額と比べ

て少しく疑問があり、あるひは朱祖晦氏の指摘するごとく東華録の誤寫かとも思はれる（朱祖晦、前掲書）。しかして右表を通覧するに順治八年の数が著しく少ないのは、この年は世祖親政の年であるがなほ明軍との間に戦争が行はれ肇慶、梧州等がやうやく陥つた時で報告未到の地方が多かつたためと解せられる。翌順治九年より同十六年にいたるまで漸次多くなつて千九百萬代に上り十七、十八の二年間もほぼ同額にとどまつてゐる。これは順治九年以來實際に人口が増殖したと考へるよりも、國內の安定につれて漸次登録が増したものと見るべきである。そして順治末期にいたつて一應の登録を終つたものと考えるときは、順治末期の數額は大體にそのまま初期からの數額にほかならなかつたとしてよいであらう。しかも順治末期の數額を東華録の千九百萬代より通考、會典の約二百萬を採るべきものとすれば、順治十數年間の人口は大體にこの人丁二百萬に按じて推量してよいと思ふ。

ここで問題となるのは人丁の意義であつて、普通には成年男子と解され、少なくとも清代人丁の意義がこれにほかならなかつたと考へられることは、序文にあげた編審に關する乾隆會典の民年十六始傳、六十以上徐之の文や、同じく例奏に關し通考に見えたる將丁徭賦籍彙報、およびこの後康熙五十一年の上諭に由此觀之、民之生齒實繁、故朕欲知人丁之實數、不在加增錢糧也

とて人丁と賦税と關連してゐることによつても明らかである。清史稿の食貨一にもおよそ民男を丁と曰ひ女を口と曰ひ男年十六を成丁となし未成丁もまた口と曰ふとある。

従つて順治時代の推定人丁約二百萬より當時の全人口を算出するには、全人口に對して占むる丁男の比率より求めねばならぬのであるが、課税を廻避せんとすること甚だしい支那では、大家族のもの以外一戸より課丁二人を出すことはほとんど皆無だつたと考へねばならぬ。この想像を確かならしめる一證として、康熙五十一年の上諭に朕凡巡幸地方、所至詢問、或一戸五六人、僅一人交納錢糧、或九丁十丁、亦一二人交納錢糧、詰其餘丁以何爲事、咸云、蒙皇上宏恩、並無差徭、共享安樂、優游間居而已と見えてゐる。もちろん大家族では一戸二人の課丁を出すものもあつたが、そのかはり序言に述べた未登録の戸口も多かつたはずで、その確數はわからぬが一戸二丁を相殺し少なくとも一戸一丁すなはち人丁數をもつて戸數と見做してなほあまりあつたことは間違ひなからう。

一戸二丁の戸數が幾何あつたかは全くわからぬが、隱匿未報の戸數については章炳麟の楯言に自康熙而往、上既秦漢、民皆有口賦、則民以身爲患、雖有編審、必爭自匿矣、有司懼負課、會計其數、又十而匿三四とあり、このほかこれに類した語句は澤山ある。民が隱匿する上に官吏また

十に三四を置すとは文章の修飾であらうが高宗に信任せられ滿漢兩文にも精通したアミオも乾隆八年全國人口一億四千二百五十餘萬を研究して實數はまさに二億なるべきをいつて居る (J. J. M. Annot. 前掲書)。しからばこれも全人口の約三割近くを隠匿未報のものとするわけで、あるひはこの程度が實相に近かつたのかも知れぬ。

もしこの假定にして許さるとし、且つ一戸二丁の戸數が全戸數に占むる割合を假りに一割とすれば、既記順治時代の推定人丁二千百萬を戸數と見做してなほその二割を加ふべきこととなり大約二千五百二十萬戸といふことになる。これを毎戸平均五人として全人口を求むれば一億二千六百萬人を得、私はこれが最小限度の順治時代の實數に近いものではなかつたかと思ふ。

外人でこの時代の人口を記したものはサハロフ、ロツクヒル、パーカーおよび今人のウイルクックス氏等がある。サハロフは西曆一六六一年(順治十^八年)の人口を二千百餘萬人としてゐるが、これは大清會典の人丁數をそのまま探つたものであり、且つ人丁の意味を全く誤解したものである (E. Sacharov. 前掲書)。ロツクヒルは西曆一六五一年(順治^八年)の支那本部人口を約五千五百萬と推定してゐるが (W. W. Rockhill. 前掲書)、これは同年東華錄の人丁數一千六十餘萬を戸數と解し、一戸平均五人餘として算定したにすぎぬ。西曆一六六〇年(順治十^七年)の戸數も東華錄人丁數と同じく千九百餘萬

をあげてゐるので人口約一億となる。パーカーも東華錄の人丁數を戸數と解し、且つ西曆一六五一年(順治^八年)の統計が不完全なるをもつて翌西曆一六五二年(順治^九年)から三年間の平均數千四百十五萬餘を採り約七千七百萬を當時の人口としてゐる (E. H. Parker. 前掲書)。しからば順治末期の平均約千九百萬戸より人口もまた約一億が算出されるわけである。現時米國大學の人口學者ウイルクックス氏は西曆一六五一年(順治^八年)頃の人口を大體七千萬と見てゐるが、立論の根據はただロツクヒル、ウイリアムス、ゴーエン、パーカー、マルチニおよび陳長蘅氏等の推定の平均が約七千萬になるので、これが當時支那人口の最良推測と考ふべきといふにすぎぬ (W. F. Willcox. 前掲書)。

支那の人口學者陳長蘅氏は人丁を課丁と解しつつ大體に戸數に相當するものとして東華錄の數字をそのまま列擧し一家平均五人として順治時代の人口を約七千萬から九千五百萬に増加したとしてゐる。

要するに東華錄を採るにせよ會典によるにせよ人丁を戸數と考へる以外、數額そのものについては大した批判が加へられてないのであり、且つ順治八年以後文獻記載のごとく人口が増加したと解してゐるにすぎぬのである。

次に康熙時代について前掲の表を通覽するに康熙の初年から十二年までは大體に順治末年の數

と同じく一千九百萬代であつて、翌十三年以後俄かに千六百萬代に減じてゐるが、これは三藩の亂による未登記の増加のためであつて、實際の人口がこれだけ減じたわけではない。従つて康熙廿一年頃から原額に復し廿三年以後は二千萬代になつたが、その後の増加極めて少なく、康熙四十六年頃にいたるまで依然二千萬代にとどまつてゐる。康熙五十年以後二千四百萬代、康熙末年に約二千六百萬を唱へ、やや増加率を速めてゐるが、これは康熙五十二年の滋生人丁永不加賦の恩詔と關係があつたこといふまでもないであらう。康熙六十年の數がその前後と懸け離れて大きいのは、おそらく東華錄の誤記であつたこと既述したところである。

康熙五十二年^{西曆一七}の滋生人丁永不加賦の恩詔とは同年の以康熙五十年丁冊^{一三}爲常額、將來增加人口、以其實數^{一七}奏聞、永久不加賦てふ上諭を指すもので、康熙五十年の人口をもつて課丁の定額となし、この定額以上に新增の人口には永久課税しないといふのである。そして同年からこの滋生人丁數があげられてゐるが、上記の表ではこれを課丁數と合計してしまつたのである。

さて前掲康熙時代の數額をもつて當時の人口を推定するにはまた諸種の訂正を必要とすること順治の例と同様であるが、康熙廿四年^{西曆一六}の數が通考、會典の記載を採るべきことはすでに述べたところである。通考、會典の數は二三、四二、四四八で同年の東華錄より多きこと約三百萬で

ある。なほ戸部則例に見えたる上諭によれば、康熙四十五年^{西曆一七}に人丁二千四百九十八萬餘あつたことが述べられ、同年東華錄の數より約四百五十萬多くなつてゐるので、これも則例の數額を採るべきものと思ふ。康熙六十年^{西曆一七}の東華錄の數二九、一四八、三五九^{（別に滋生人丁四六七、八五〇）}を朱祖晦氏は二四、九四八、三五九の誤記ならんとしてゐるが^{（同氏、前掲書一七九頁）}これは前後の關係よりしてむしろ二五、一四八、三五九の誤記ではなかつたかと思ふ。しからば同年通考の數二七、三五五、四六二の方が二百二十餘萬多いこととなり、これもこの數を目標にした方がやはりよいやうである。

それで前掲の表に人丁二千萬代を數へる康熙二十三年以後四十五年^{西曆一七}にいたる間の前半、假りに三十五年頃までを一應通考、會典の二十四年の約二千三百五十萬と推定し、それ以前一千九百萬代を示す康熙元年から二十二年までを二千二百五十萬とする。この間十三年から二十年頃までの減少が三藩の亂による未報の増加と考ふべきことは既述したところである。三十六年の二千二百萬代を録するは朱祖晦氏もいつてゐることくやはり二千萬代の誤寫ではないかと思ふ。然らずんば前後の連絡がつかぬ。そしてこの年以後四十八年頃^{西曆一七}にいたるまでを戸部則例の約二千五百萬とし、大約二千五百萬代を數ふる五十六年以後を通考の約二千七百萬、その前の四十九年から五十五年

の大約二千四百萬代はこれを二千六百萬と推定する。しかして康熙時代未報戸の多かつたことは既述康熙五十一年の上諭および翌五十二年の滋生人丁永不加賦の上諭にても想像せられるところで、順治の例に倣ひこれを約二割程度として上記の數に加へれば年代順に従つてそれぞれ、二千七百萬、二千八百二十萬、三千萬、三千二百二十萬および三千二百四十萬となり、一戸平均五人としてそれぞれ、一億三千五百萬、一億四千百萬、一億五千萬、一億五千六百萬、一億六千二百萬となる。私は康熙時代が大體に少なくとも一億三―四千萬程度から一億六―七千萬程度に増加したのが真相ではないかと思ふ。

この期の人口を記述したものとしてみまづデュハルトが康熙初年の戸數千五萬餘、人丁五千九百七十餘萬としてゐる。しかしこの出所および根拠がやはり不明であるのみならず順治、康熙を通じて人丁數を六千萬近くと推定せしめる資料は一つもなくその戸數との比においても五千九百七十餘萬の數は不合理で一顧に値ひせぬ (J. B. Duhalde 前掲書)。ブリッチマンは Chinese Repository の創刊者として有名であり、その人口論も同書に載つてゐるが政府の官書は疑ふべきものにあらず、ことに大清會典のごときは國家最高の記録で人口數目のごとき十分信じて可なるものとし、康熙時代については、嘉慶會典所載の康熙五十年の數二千八百六十萬餘を重視してゐるやうであ

る。故に東華錄所載康熙四十九年の約二千三百萬は遺漏あるものとし、且つ丁口を全人口の意に解して當時の人口を大體に三千萬としてゐるが (E. C. Bridgman, Chinese Repository, 1833) の誤謬についてはあらためて説くまでもない。メドハーストも官書統計の信すべきをいひ、大清會典によるとして康熙六年の民數を二千五百三十八萬餘としてゐるが、會典にはかかる數額見當らず、ただ乾隆會典則例に康熙六十年の人丁として同一數をあぐるのみで、おそらくメドハーストの誤讀ではないかと思ふ。康熙五十年については既述嘉慶會典の二千八百六十餘萬を採つてゐるが、要するに會典記載の數をそのままあげたにすぎず、且つこれを人口數と解するの誤謬はブリッチマンと同様である (W. H. McArthur, 前掲書)。ウイリアムスは康熙六年の誤讀とも單にメドハーストのあげたところを引用したのみであり (Dr. Williams, 前掲書) パーカーは人丁を戸數と解し詳しく東華錄の數をあぐるも何らの吟味を加ふるところなく、ロックヒルはこれに免稅の官吏、軍人等の戸數として百分の二を加へるにすぎない。

陳長蘅氏は康熙初期の人口を大體に九千萬代、中期を一億代、末期を一億二千萬乃至三千萬としてゐるが、これも既述順治時代のごとく東華錄の數をそのままにこれをそれぞれ一戸五人として計算したものにほかならぬ。

雍正時代 西曆一七二三年
西曆一七三五年 については前掲の表によれば康熙末年より大體に人丁百萬を増してをり
康熙末期の推定人口一億六千萬乃至七千萬に準じ一億七千萬乃至八千萬と考へてよいであらう。

四 清朝中期における人口

ここに清朝中期とは雍正に續く乾隆時代 西曆一七三六年
西曆一七九五年 および嘉慶時代 西曆一七九六年
西曆一八二〇年 八十餘年間を指す。この間乾隆元年から五年までの戸口統計は東華錄もこれを缺くのであるが、これは一は厄魯特征伐のためであり、一は雍正末年の丁銀攤入地稅の令のためであつた。この令は從來定額の丁男に課してゐた丁銀を田賦に繰り入れて徴收することにしたもので、賦稅に關連してはもはや人丁の數を知る必要があまりなかつたのである。

しかし賦稅と關連しない人口調査の必要なることもまたいふまでもなく、このため、乾隆五年 西曆一七四〇年 戸部の議により各省督撫をして毎年十一月戸口の總數を造報せしめることになつたが、これと共に從來の里坊廂制にかはり人口總數調査に便なる保甲制を利用してこれを行ふこととなつた。ただし、保甲制は里坊廂制が家をもつて主となし丁數を調査して賦役を定めるを重しとする

に對し、個人をもつて主となし、その移動を調査し警衛に利するを重しとするからである。本制を戸口調査に利用せんとすることは、早く雍正四年 西曆一七二六年 李紱の改編審行保甲の一疏にはじまるのであるが、乾隆五年頃から漸次普及したのである。いま再び東華錄所載の統計によつて乾隆六年以後の人口を示せば次のごとくである。

年次	人口數	年次	人口數
乾隆六年(一七四二)	一四、四二、五五九	同十五年(一七五〇)	一五、五八、五〇〇
同七年	一五、八〇、五五二	同十六年	一八、八二、三五九
同八年	一六、四四、四二六	同十七年	—
同九年	一六、八〇、六〇四	同十八年	一八、六八、二五九
同十年	一六、九三、二七〇	同十九年	一八、五四、四三三
同十一年	一七、八六、七三三	同二十年	一八、六三、八八一
同十二年	—	同二十一年	一八、六一、五四
同十三年	—	同二十二年	一九、三六、三六*
同十四年	一七、四九、〇三九	同二十三年	一九、六三、八〇八
同二十四年	一四、七九、八八九	同四十二年	—

四 清朝中期における人口

清代における人口

同二十五年(一七六〇)	一六、八七、九七	同四十三年	二四、九六、六八
同二十六年	一九、三四、五五	同四十四年	二五、〇四、九六
同二十七年	二〇、四七、四一	同四十五年(一七八〇)	二七、五五、四三*
同二十八年	二四、〇九、八六	同四十六年	二九、八六、〇七
同二十九年	二五、五九、〇七	同四十七年	二八、八三、六五
同三十年	—	同四十八年	二四、〇三、七五
同三十一年	二八、〇九、九六	同四十九年	二六、三二、三七
同三十二年	二九、八九、五八	同五十年	二八、八三、七四
同三十三年	三〇、六〇、三五*	同五十一年	二九、一〇、四六
同三十四年	三二、〇三、〇四	同五十二年	二九、四九、〇八
同三十五年(一七七〇)	三三、六三、一三	同五十三年	二九、八五、〇九
同三十六年	三四、六〇、三五	同五十四年	—
同三十七年	三六、四七、三五	同五十五年(一七九〇)	三〇、四七、二五
同三十八年	三八、七四、三五	同五十六年	三〇、三三、二〇
同三十九年	三二、〇七、三四	同五十七年	三〇、四六、二七
同四十年	三六、五二、三五	同五十八年	三〇、四九、二〇
同四十一年	三八、三六、八一	同五十九年	三三、二六、九五

二七二

同六十年	二六、六八、九八	同十三年	三五、〇九、七四
嘉慶元年(一七九六)	二七、六六、〇四	同十四年	三五、九〇、〇四
同一年	二七、三三、五四	同十五年(一八一〇)	三四、七七、三四
同二年	二九、九二、九〇	同十六年	三五、六二、〇元
同三年	二九、二六、一七九	同十七年	三五、七〇、五〇
同四年	二九、二七、三一	同十八年	三六、四二、六二
同五年(一八〇〇)	二七、五二、五八	同十九年	三六、五七、八五
同六年	二九、七九、七〇	同二十年	三六、八四、九五
同七年	三〇、二五、六三	同二十一年	三六、八四、九五
同八年	三四、四一、二八	同二十二年	三六、〇三、四三
同九年	三三、一八、四三	同二十三年	三四、八〇、三七
同十年	三五、三九、四九	同二十四年	三〇、二六、四五
同十一年	三五、〇九、四九	同二十五年(一八二〇)	—
同十二年	三六、〇六、四九		

*印は東華錄に缺けたるを通考の統計にて補ひしもの

通考に見えたる記載は乾隆十四年、十八年、二十二年、二十四年、二十七年、二十九年、三十

二年、三十三年、四十一年、四十五年、四十八年、五十一年、五十七年、嘉慶元年、十年、十七年、二十年の各年であるがこのうち、乾隆十四年、二十四年、二十七年、二十九年、三十二年、四十一年、四十八年、五十一年、五十七年、嘉慶元年および同十年の統計は東華録の數と全く一致し、乾隆二十二年、三十三年、四十五年は東華録が記録を缺いてゐる年であり結局、兩者に記録があつて數額に相違あるは乾隆十八年および嘉慶十七年の二年である。會典には乾隆十四年、十八年、二十二年、二十六年、三十二年、三十六年、四十一年、四十五年、四十八年、五十七年および嘉慶十七年等に記録があるがこのうち、乾隆十四年、二十六年、三十二年、四十一年、四十八年、五十七年はまた東華録と一致し、東華録に統計を缺く乾隆二十二年、四十五年および東華録と通考とに相違ある嘉慶十七年は通考の數と全く同じである。乾隆十八年は通考の數とも異なるが大體似てをり東華録と全く異なる。要するに三者の間にほとんど矛盾なく、ただ問題となるのは乾隆十八年および嘉慶十七年のみなのである。

乾隆十八年の通考および會典の數は一億二百七十五萬人で東華録と約八千萬人の大相違があるが、通考のこの年の統計が不完全なることは同書乾隆十四年の數が一億七千七百餘萬、同じく二十二年が一億九千餘萬なることよりもおのづから分明であつて、通考を棄て東華録を採るべきこ

といふまでもない。嘉慶十七年は通考、會典とも三億六千六百六十餘萬で、東華録より約三千萬人多いが、これは前者を採るべきではないかと思ふ。

さて上記の表を通覽するに本表が従前の統計の人丁數を示すのと異なり人口總數を現すものなることはいふまでもないが、乾隆六年の一億四千萬代から漸次増加して乾隆末期に三億代に上り、嘉慶のはじめ少しく減じたが、その後また三億代に上り最高三億五千八百餘萬となつてゐる。乾隆の盛時に人口が著しく増加したことは當然であり、乾隆最末年から嘉慶初期にかけて一時減少したのは苗族の亂、白蓮教の亂等引き續く内亂があつたためと解される。

これら賦税を離れた保甲による人口調査では人民隱匿の理由がなくなつたわけで、一應比較的實數に近いものが得られるとも考へられるが、また一面調査の目的を薄弱にして保正、甲首並びに地方官をして任意報告するの風を助長した點があることをも考へねばならぬ。清稗類鈔には我國人口、自雍正以來、永停編審、以丁糧攤入地稅、曰地丁、全國人口、遂無確數、地方官造報戶部、類多意爲增減、不足依據」とあるは這間の消息を最もよく道破してゐるものであり、東華録にもこれら保正、甲首を目して無知小民職守を玩忽し國家編審の大典をもつて諸を虚構に等しからしむと斥けてゐる。

また、乾隆二十二年に保甲に關して、一、紳衿の家も齊民と一體に編列すべきこと。一、客民内地にあつて貿易しあるひは産業を置有する者は土著と一律に順編すべきこと。一、寺觀僧道は僧綱道紀をして冊報せしむべきこと。一、四川の客民は土著と一例に編査すべきこと。一、鹽場井竈の工人も竈戸に従つて堪注すべきこと。一、礦廠、煤窰の工人も冊報すべきこと。一、漁船商船の乗組員を造報すべきこと。一、各省山居の棚民、廣東の寮民、甘肅の番子土民、雲南の夷民および苗人を稽查すべきこと等十五條の規定を定めてゐるが、しからは當時までなほこれらが全く調査の範圍外にあつたと考へねばならず、乾隆時代の人口統計が如何なるものであつたか想像しうるであらう。

高宗自身も乾隆五十八年の上諭に「直省報するところの民數大率歲をもつてこれが煙戸冊を造りて據となす。これを行ふ日久しく有司視て具文となし報するところ多く詳覆せず、何をもつて朕あまねく天下の民數を知らんと欲するの心を體せんや」といひ、また「鄭輝祖の稱するによるに従前辨するところの民數は歲々滋生の數を冊して一律雷同これに似たりと。(中略)各省本年應に進むべき民冊均しく展べて明年底にいたり尙し再び疏升あらば定めて當に予ふるに處分を以てす」といひて統計の信憑すべからざるを怒つてゐる。清史稿の編者も「當時の民冊おそらくは任意填造の弊をまぬかれざりしなり」と述べてゐる。

従つて上記の統計もこれが利用には訂正を加へねばならぬのであつて、まづ乾隆六年の一億四千三百餘萬の數につき、この年は雍正末年以來停つてゐた人口調査を乾隆時代になつて最初に行つた年で、たとひ賦税に關係なき調査といへども、一般に少報されたと思はれることは、翌七年の報告との間に約千六百四十萬の開きがあることによつても知られる。ロックヒルはこの年の數が最も真相に近いもので、その後の激増には實際の増加以外、多額に虚報された部分が多いとし、乾隆初期の人口を大體一億四千三百萬と見てゐる。普通に高宗乾隆帝は人口の繁庶をもつて太平を誇稱せんとしたから地方官旨を迎へて故意に多報したといはれるが、中期以後は知らず少なくとも初期の第一年に當つてかくのごときことがあつたとは考へられぬ。また、賦税と離れてもこの種調査を避けんとするのが一般支那人の態度であり、調査の未到と共に同年の數が實數より遙か少なかつたことは信じてよいと思ふ。

既述したごとくアミオは乾隆八年の人口として同年纂修の大清一統志を根據とし各省合計二千八百五十一萬六千四百八十八人の人丁を數へ、この人丁はまさに家長と解すべく一戸五人として一億四千二百五十八萬二千四百四十人を得たが、これに官吏、その附屬人員、縉紳、秀才、武官、

その附屬人員、兵士等およびこれら全部の家族ならびに盜匪、穴居者、流氓、僧道、尼姑、宦官、奴隸、盲人等一切を加へると實数はまさに二億に達すべく、これは決して誇大な數でないとしてゐる。東華錄同年の統計は上記のごとく一億六千四百四十五萬餘で、アミオが一應算定した一億四千二百五十八萬餘の數よりも二千二百餘萬多く、これをアミオの計算に従ふとすれば二億を大分超えるわけである。一億四千二百五十八萬餘の登録民數から全人口二億とするのはやや過大かも知れぬが、二億説は全くアミオの確信であつた。

私は先に雍正時代の人口を大體一億七千萬乃至一億八千萬と推定したが、これより算定すれば乾隆初期においてやはり二億見當となり、この點アミオの二億説と一致するわけで、ロツクヒル説を排しむしろアミオ説を採らんとするものである。

上記の表において乾隆初期の一億六千萬代をもつて實數二億に當るものと推定すれば、兩者の差異約四千萬となり、これをこの後各年の數に加へて大體實數に近い人口が算出できるのでないかと思ふ。何となれば乾隆七―八年以後少なくとも乾隆三十九年頃にいたるまでの上記統計は極めて自然的で無理がないやうに考へられるからである。但し、乾隆四十年以後の數額が少しく吟味を要すると思ふことは、三十九年と四十年との間において一躍四千三百五十萬餘の増加があ

るからで、パークーはこれを土耳其斯坦、厄魯特および西藏が支那の正式版圖に編入されたからとしてゐるが、清朝の制度では邊民は戸をもつて計り編審のことあるも直省の人口と相混することとは絶對にないのである。私はこれを乾隆三十七年李瀚の請に従つてこの時までなほ行はれた編審の制を全く停めたことと關係がないかと思ふ。先にあげた乾隆五十八年の上諭の「是の時編審の制已に停み云々」といふのもこの時からのことを指すものにはかならず、そしてこの時以後特に官吏が人口の報告をもつて具文としたと思ふのである。官吏が人口の多報をもつて上意を迎へんとしたことがあるならやはりこの頃からであつて、この結果があるひは急激なる増加を來たしたのかも知れない。既述乾隆五十八年の上諭にもまた、「朕査するに上年各省奏報する民數、これを康熙年間の計に較ぶるに十餘倍を増す。承平日久しく生齒日に繁く蓋藏自ら前のごとく充裕なる能はず、且つ、廬舍占むるところの田土もまたただに倍蓰のみにあらず。これを生ずる者寡くこれを食む者衆し。朕甚だこれを憂ふ」とて人口が多くなりすぎ太平の誇飾どころか朕これを憂ふといひ、この文の後に既述の編審の制已に停み有司が人口報告を具文となしてゐることが見えるのである。そしてこれに引續く別の上諭に明年民數の實際をもつて報告し、もし再び疏升ならば處分に附すべきを令したと先にあげたところである。

これらの文意によつて編審停止後乾隆末年にいたる間ある程度の浮報があつたことは想像に難からぬので、あるひは訂正数額の四千萬人を加算しなくてはよいのではないかと思ふ。乾隆三十九年の二億二千百萬餘に四千萬を加へれば二億六千百萬餘となり翌四十年の二億六千四百萬餘と丁度連続するのである。サハロフも乾隆四十年の統計は上意に迎合するため官吏が故意に四千八百萬人を多報したものでこの数はこの後歴年の統計におそらく刪去されなかつたであらうといつてゐる。數量は別としてこの考へ方はこの際適切と思ふ。しかして乾隆四十三年の二億四千二百餘萬は二億七千二百餘萬と正すべく同五十一年の三億九千百萬餘は朱祖晦氏も指摘することく二億九千百萬の誤りであらう。しかしてスタウンソンの支那奉使記附録に周大人より聞きしとして乾隆末の人口を三億三千万としてゐるがこれもこの推定と矛盾しないやうである。乾隆六十年以後、嘉慶七年にいたるまで三億を割つてゐるのは苗亂、白蓮教の亂のためもあるが、未報による點もあつて實数はこれより多かつたと思ふことは嘉慶十年後、俄かに三億三千万代に増加してゐることより察せられる。嘉慶十七年は會典の數三億六千六百六十九萬を採るべくこれが清朝中期の最高數である。その後の減少は黃河の變遷氾濫による未報および實際減少のためと考へられ、大體上記表に従つてよいと思ふ。但し、嘉慶二十四年の數については前年の二十三年と四千七百餘萬の

相違があり、王祖晦氏指摘することくこれは三億五千百萬とすべきであらう。

この期の人口についてアミオの説はすでに述べたが、ブリッチマンは嘉慶十七年の數は會典の三億六千萬に従ふべきものとするのはよいが、その根據を康熙四十九年の民數統計約二千三百万、これを實際人口三千万と見做し三十年毎に倍加するとの假定に置いたのは實情と全く離れた大誤謬である。且つ乾隆十八年の數額も會典の一億餘を採つてゐる。メドハーストも同様である。ロックヒルについては先に一寸觸れたが、乾隆六年^{西曆一七一}の一億四千三百萬説を主張すると共になほ彼は支那人に増加率の小さなをいひ毎百年に僅かに一倍すとし、これより西曆一八四二年^{道光二年}の人口は大體二億九千萬程度なるべきで同年の統計に見えたる四億一千三百萬のごときは到底ありえないとする。従つて乾隆、嘉慶の三億代説ももちろん承認しないわけであり、いはば支那統計の根本的否定論である。

陳長蘅氏は「中國近百八十年來的人口増加之徐速及今後之調濟方法」においては乾隆六年以後の主として東華錄による數額を列擧し何らの訂正を加へるところなくそれらの比較より増加率を算定するにすぎないが、「中國人口問題之幾方面觀察」においてはこれら乾隆六年以後東華錄の數について一定の増加率を標準として訂正を試みてゐる。すなはち乾隆時代は毎年増加率千分の十を

超過せぬもの嘉慶時代は千分の六・三を標準とするのであるがその根據不明である。かくて校正されたる數目は乾隆六年の一億四千三百餘萬はそのままとし爾後一定數をもつて増加し乾隆二十年に一億六千三百餘萬、同四十一年に二億百餘萬、同最末年の最高數で二億四千二百餘萬で乾隆時代二億五千萬を超えることなく、嘉慶五年に二億五千百餘萬、同十五年に二億六千七百餘萬、嘉慶最末年を二億八千五百餘萬とし乾隆、嘉慶を通じて三億を超過することなしと見てゐる。

清史稿の編者はその食貨戸口の條において乾隆時代民冊に任意填造の弊ありしを認めつつ「しかれども聖祖以來休養生息百有餘年、民その間に生じ少より老にいたり兵革の患あるを知らず。しかして年豊かに人樂しみ天折、疵癘、轉徙、顛踣もつて凋耗にいたる者なし。その戸口繁庶究に盡く子虚に出づといふべからざるなり」と論じてゐる。

五 清朝末期における人口

ここに清朝末期とは道光元年西曆一八一八以後、宣統三年西曆一九一一年清朝の滅亡にいたる約九十年間を指す。この間の人口統計で東華錄に記載あるは道光元年以後同治十二年西曆一八七三年までで、それ以

後を缺くのみならず記載ある年分も咸豐二年西曆一八五二年以後は各省未報の地方多き不完全なものである。續通考および會典に記載されるものも道光元年、同二十四年、咸豐十年、同治元年、光緒二十七年の數年で、且つ不完全なものが多い。故にこの期間の全き按年統計はこれをあげることができないのであるが、いま便宜上如上の記録および光緒時代は陳長蘅氏が「中國近百八十餘年來人口増加之徐速及今後之調濟方法」に引くところを、宣統時代は宣統二年西曆一九一〇年調査の民政部戸口統計および同年支那海關が行つた推計數を採つてこれを列示すれば次のごとくである。

年次	人口數	年次	人口數
道光 元年(一八一八)	三五五、五四、二五八	同 五年	三五九、八五、三四〇
同 二年	三七二、四七、五五九	同 六年	—
同 三年	三七五、一五、二三三	同 七年	三六三、六六、〇九五
同 四年	三七四、六〇、二三三	同 八年	—
同 九年	三五〇、五〇、六五〇	同 二十七年	四四、六六、九〇〇
同 十年(一八三〇)	三五四、七四、六一	同 二十八年	四六、五七、〇二六
同 十一年	—	同 二十九年	四三、九六、六四九
同 十二年	三七七、二三、六九五	同 三十年(一八五〇)	四四、四九、八九九
同 十三年	三九八、四三、〇二六	咸豐 元年(一八五一)	四三、一四、〇四七

五 清朝末期における人口

同 十四年	四〇一、七七一、〇五三	同 二年	三五四、四〇三、〇三五
同 十五年	四〇四、九〇二、四八八	同 三年	二九七、六六六、五五六
同 十六年	四〇五、九三三、一七四	同 四年	二九八、一五二、五〇三
同 十七年	四〇九、〇三六、九九九	同 五年	二九三、七四〇、二六二
同 十八年	四二〇、八五〇、六元	同 六年	二七五、二七、六一
同 十九年	四二二、八二四、八六	同 七年	二四二、三七二、一四〇
同 二十年(一八四〇)	四三三、四七五、三二	同 八年	二五三、八七五、五〇二
同 二十一年	四四四、六六六、九九	同 九年	二九二、一四八、九四三
同 二十二年	四四七、三三九、〇九七	同 十年(一八六〇)	二六〇、九四四、七五
同 二十三年	四四九、四一三、三六	同 十一年	二六六、八八八、八四五
同 二十四年	四三三、三三三、三三	同 十二年	二五五、四七、三二
同 二十五年	四三三、三三三、三三	同 十三年	二五三、九六八、四四五
同 二十六年	四三三、三三三、三三	同 十四年	二七五、五〇七、七七
同 二十七年	四三三、三三三、三三	同 十五年	二七五、五〇七、七七
同 二十八年	四三三、三三三、三三	同 十六年	二七五、五〇七、七七
同 二十九年	四三三、三三三、三三	同 十七年	二七五、五〇七、七七
同 三十年	四三三、三三三、三三	同 十八年	二七五、五〇七、七七
同 三十一年	四三三、三三三、三三	同 十九年	二七五、五〇七、七七
同 三十二年	四三三、三三三、三三	同 二十年(一八九四)	四二二、〇〇〇、〇〇〇
同 三十三年	四三三、三三三、三三	同 二十一年	四二二、〇〇〇、〇〇〇
同 三十四年	四三三、三三三、三三	同 二十二年	四二二、〇〇〇、〇〇〇
同 三十五年	四三三、三三三、三三	同 二十三年	四二二、〇〇〇、〇〇〇
同 三十六年	四三三、三三三、三三	同 二十四年	四二二、〇〇〇、〇〇〇
同 三十七年	四三三、三三三、三三	同 二十五年	四二二、〇〇〇、〇〇〇
同 三十八年	四三三、三三三、三三	同 二十六年	四二二、〇〇〇、〇〇〇
同 三十九年	四三三、三三三、三三	同 二十七年	四二二、〇〇〇、〇〇〇
同 四十年	四三三、三三三、三三	同 二十八年	四二二、〇〇〇、〇〇〇
同 四十一年	四三三、三三三、三三	同 二十九年	四二二、〇〇〇、〇〇〇
同 四十二年	四三三、三三三、三三	同 三十年	四二二、〇〇〇、〇〇〇

同 八年	二五九、〇二二、三三	同 二十七年(一九〇二)	四六六、四七、三五(續通考)
同 九年	二六八、〇四〇、〇三	同 二十八年(一九〇三)	四六九、四七、七二
同 十年	二七〇、三五四、三三	同 三十二年(一九〇六)	四六六、二四、〇〇〇
同 十一年	二七四、六六六、〇四	宣統 二年(一九一〇)	三九、五四、〇〇〇(民政部調査)
同 十二年	二七七、三三三、三四		四六、四三、〇〇〇(海關推計)

東華錄に記載ある年にて續通考、會典にも記載あるものは咸豐元年を除く以外三者全く同一である。咸豐元年は上表のごとく東華錄に四億三千二百餘萬をあげるも、續通考には江蘇、安徽、湖北、貴州等の各省未報として二億九千三百餘萬をあげてゐるので、兩者に大して矛盾があるわけでない。

さて上表を表面から通覽するに、道光のはじめの三億五千五百餘萬から漸次増加を示して同十五年^{西曆一八一八}につひに四億に達し、爾後道光を終へて咸豐元年^{西曆一八五一年}におよぶまで四億代を唱へ、道光時代の最高は二十八年に四億二千六百萬にいたつてゐる。咸豐元年の四億三千二百餘萬はすこぶる疑はしく、あるひは何らかの誤記ではないかと思はれる。翌二年以後激減してゐるのは既述のごとく未報地方が多かつたからで、いふまでもなく髮賊の亂に原因するものである。髮亂が

全く平定したのは同治四年^{西曆一八六五年}でこの間十四年間あり、最低人口二億三千三百餘萬になつてゐる。同治六年以後の未報告は髮亂後の恢復いまだしと同匪および捻匪の亂等によるものであらう。そして同治末年^{西曆一八七四年}以後はこの不完全なる報告さへ暫く跡を絶つたのであるが、光緒十一年^{西曆一八八五年}に一躍三億八千萬近くを示すのは、光緒初年以來の平和のため再び道光の舊狀を回復したものと考へられる。この報告はこの年戸部の奏報をロッキヒルが計算した數であつて、同二十年^{西曆一八九四年}に四億二千百萬となつてゐるのも回復の證左である。同廿七年^{西曆一九〇一年}の四億二千六百餘萬は續通考所載の額であり、翌二十八年の四億三千九百萬は義和團事件後支那政府が列國に示した數で、特に後者は清代を通じては最高に達してゐる。

宣統二年^{西曆一九〇年}の人口は光緒以來の趨勢によればもちろん海關推計の四億三千八百餘萬を採るべく、民政部調査の三億二千九百萬では上と連絡しない。しかしこの民政部調査なるものは、清末歐洲文化に刺戟された支那が立憲制度の採用を企圖し、その準備のために籌備事宜を定め光緒末年^{西曆一九〇八年}從來かつて見ざる整備した「調査戸口章程」公布のもとに翌宣統元年より著手して戸口調査上一新紀元を劃せんとしたものであり、ロッキヒル、ウィルコックス氏および王士達氏等が支那において最も信憑すべき調査となすものなのである。ここに支那の人口についての大問題が

あるのであつてこれは後述に譲る。

上表を修正するに當り私は先に中期人口の訂正において乾隆卅九年^{西曆一七七四年}以前の額に對しては約四千萬人を加へ、乾隆四十年以後に對しては大體東華錄の數に従ふべきことを述べた。従つて嘉慶末年はおおよそ三億五千百萬となり、道光元年の三億五千五百餘萬をそのままこれに連続せしめても大した矛盾がないのである。人口の繁庶について高宗が乾隆五十八年に朕これを憂ふといひ、その後嘉慶はもちろん道光時代においても、特に人口の繁庶をもつて太平を誇飾した跡は見られないのであるが、一旦出來上つた地方の浮報統計が習慣的に永く残ることは十分に考へられ、この點道光時代およびその以後といへども容易に消滅しなかつたであらう。しかし統計に上つたものは主として民籍のものだけであり、しかもこれさへなほ未登録のものが少なからずあつたことは想像にあまりあるので、浮報ありとするも全體において實際を超過する數額であつたとは思へぬ。従つて私は少しく疑點を残すところもあるが、道光時代も大體に東華錄の數をそのまま採つてよいのではないかと思ふ。

疑點を残すところは、道光元年と翌二年との額に約千五百萬人の相違がある點で、これでは千分の四十以上の増加率となり、如何にしても不合理をまぬかれぬ。これをもし道光の新浮額と

見るならば、道光二年以後歷年にわたつて千萬餘を減ずるのが合理的といふことになる。道光二十八年から翌二十九年には約千五百萬近い減少を見せてゐるが、これはこの年甘肅、福建からの報告がなかつたため、翌三十年の減少も江蘇、福建の未報によるのであり、実際には二十八年とあまり相違なかつたのである。

咸豐元年西曆一八五一年の四億三千二百萬も少しく疑の存するところであるが、前年の道光三十年が道光二十八年の四億二千六百七十萬に近いものとすれば必ずしも疑ふ必要はない。翌咸豐二年以後の減少が長髮賊の亂による未報のためであることはすでに述べた。もつともこの亂により直接間接多数の人命を失つたことも事實で、マックゴーンはこれを三千萬人と計へ、ロッキヒルは二千萬人と算へてゐるが (MacGowan, History of China, Rockhill 前掲書) たとひ三千萬を減じたとしても咸豐時代少なくなるともなほ四億近い數があつたことになる。同治時代の人口も回匪の亂、捻匪の亂その他による未報のためで實際の數額はやはり四億に近かつたことと思ふ。回、捻の亂による喪失をロッキヒルは百萬としてゐる。

それ故治安が恢復し報告の揃つた光緒十一年西曆一八八五年の數が三億七千七百餘萬を示すのはむしろ少ないからであり、必ずしも光緒初年以來平和が續いたためともいへぬ。この意味において

ポポフがこの三年前の西曆一八八二年(光緒八年)の人口を三億八千二百萬餘と推定してゐるのは大體に當つてゐると思ふ (Parker, Rockhill, 王士達所引 P. S. Popoff 統計)。この推定はある機會にポポフが戶部の役人より得た同年十一省の統計を基礎にしたものといはる。従つて光緒二十年西曆一八八四年に四億二千百萬、同二十七年西曆一八〇一年に四億二千六百餘萬に達したことも統計の示す内容は別として全體人口數目としては少し多いやうであるが大體に肯定できると思ふ。二十八年の支那政府が外國に示した數額は全くの任意推計で前年と連絡せず少し多過ぎる。因みにこの數については *Syerman's Year Book* には四億七百二十餘萬となつてゐる。

かくて私は宣統二年西曆一九〇一年頃の支那人口總數は信憑すべきはずの民政部統計數よりむしろ海關推計數に近く四億二千萬乃至四億三千萬人を想定せんとするもので、この場合海關の推計が合理的といふのではなくこれに近いのは偶然の一致であり、民政部統計を全く棄つべしといふのではなく、調査に多く未報遺漏が存すると思ふからである。元來、民政部統計は宣統元年から翌年十月にわたつて戶數を、同元年から三年十月を限つて口數を調査報告させ、宣統五年にいたつて完全な統計の編成を了する豫定で調査に著手されたもので、宣統二年七月第一回戶數統計を、翌年七月第二回戶數統計を發表したのみで、口數は戶數に全國各地の代表的家族數を調査し、その平

均数から推測したものに過ぎない。それ故同統計を通覧してなほ幾多の矛盾、不合理を發見し、人口の實数が到底この数にとどまるべきでないことを感ずるのである。

この期の人口を論じた主なる者はバーカー、ロックヒル、ボボフ、ウイルクックス氏、陳長蘅氏、陳啓修氏および王士達氏等がある。このうち、バーカーは依然既述のごとく東華録を信憑すべしとし、咸豐二年以後の減少も長髮賊の影響より報告未のためでもとより實際にこれだけ減少したのでないとするところ、立論の根據は異なるが結果においては大體に卑考と合致する。また、彼は西曆一八六〇年(咸豐十年)以後西曆一八九五年(光緒二十一年)に至る三十五年間は和平久しく續きたることなれば長髮賊の亂で失つた人口も大方回復したるべく、西曆一八九五年(光緒二十一年)の人口を四億九百萬餘と推定したのは、先に私がやや多きに感ずるとした光緒二十年の數額を訂正するに足るもので、まさに當を得た數字と思ふ。ボボフが西曆一八八二年(光緒八年)の人口を三億八千二百萬餘に當てたことの妥當なるはすでに述べたが、なほ西曆一八九四年(光緒二十年)の額を四億二千八百八十餘萬としてゐることは、やや大に過ぎるが肯定して出來ぬことはない。

これに對してロックヒルは依然支那統計に對する全面的反對論者で、中期のところを一言したごとく西曆一八四二年(道光十二年)の人口を大約二億九千萬と推定してゐる。これは支那の人口増加率

低く僅かに百年間に一倍するてふ斷定より、西曆一七四一年(乾隆六年)を基準として算定したものであることも既述した。しかして彼は西曆一八四二年(道光十二年)以後も支那には戦争、饑饉、災荒、洪水、疫癘等相ついで西曆一八八二年(光緒八年)にいたる四十年間、常に人口の増加なきのみか、却つて三千餘萬を減少したとし、西曆一八八二年を二億六千萬程度と豫想するものごとく、かくて西曆一九〇四年(光緒三十年)の論文に現時支那の人口は二億七千五百萬を超ゆることなしと論じてゐる。この後數年にして行はれたのが宣統二年の民政部の調査で、その結果の比較的少數なるを見るや、西曆一九一二年(民國元年)直ちに通報 *Tsing Pao* に一論を載せて、本統計が從來になき正確なるものなることおよび支那從來の人口が三億を出づることなしとする持論を裏づけるものとした。彼の計算によれば、この時の人口總計三億一千六百餘萬、これに六歳以下の兒童約九百萬、蒙古人百八十萬、西藏人二百萬を加へ、合計三億二千九百六十餘萬としてゐる。

ウイルクックス氏もロックヒルと同じく支那統計の不信論者であり、且つ西曆一八一二年(嘉慶十七年)以來支那の人口は一世紀間その増加を停止してゐたとし、西曆一八一二年に人口三億五千萬を想定しつつ、西曆一九〇一年(光緒二十七年)にもほば同額の三億四千六百萬説を採つてゐたが、民政部統計出づるや、*The population of China in 1910* なる論文を發表して戸數六千四百五十三萬餘

をあげ、毎戸平均四・三人として人口二億七千七百五十二萬、四・五人としても二億九千萬餘にて三億に達することなく、これが從來からも支那人口の真相だつたとしてゐる。

ロックヒルおよびウイロックス氏のいはゆる支那人口三億説にはテウネー Tenney 氏、支那では潘光旦氏等が賛成してゐるが、これはパーカーおよび上述し來つた卑見と全く對蹠的主張をなすもので、これが解決は一に民政部統計の見方乃至吟味に懸つてゐると思ふ。私は同統計に對する兩氏の吟味がいまだ當を得てゐないと信ずるもので、支那では陳長蘅氏および陳啓修氏が卑見とほぼ同じである。ことにウイロックス氏が支那毎戸の人数を四・三人多くとも四・五人とするときは一般通説に反するのみならず、廣く支那の農家庭を調査したバックル Buckle 氏も反駁してゐるところであり、現代支那の人口統計のいづれとも一致しないところである。この後、民國十九年^{西曆一九三〇年}になつてウイロックス氏は既述の 'A Westerners' effort to estimate the Population of China and its increase since 1650' を發表し、毎戸平均人口を四・九人に訂正し、三億三千四百九十餘萬人と改めてゐるほか、本文附表として別個の方法により同年人口をまた三億九千萬と計算してゐるが、私は四・九人がなほ訂正さるべきものと考ふるのみならず、同統計が決して全國戸数を網羅するものでないことを信じて疑はないのである。

陳長蘅氏は東華録の数をあげつつ前期に引續いて道光時代以來も毎年その人口を増加したものとし、その増加率は東華録と全然離れて數學的計算に従ひ、道光時代を毎年千分の六・三、咸豐時代は増加なしとし、光緒十六年^{西曆一八九〇年}以後をまた道光時代と同じと見てゐる。かくて道光元年^{西曆一八二一年}東華録の三億五千五百五十餘萬は、これを二億八千五百三十餘萬、道光十年^{西曆一八三一年}の三億九千四百七十餘萬は三億三百八十餘萬、道光二十年^{西曆一八四〇年}の四億二千二百八十餘萬は三億二千三百四十餘萬、咸豐元年^{西曆一八五一年}の四億三千二百十餘萬を三億四百四十餘萬とし、以後永く増加なく光緒十六年^{西曆一八九〇年}を三億四千四百八十萬、光緒二十六年^{西曆一九〇〇年}を三億六千六百八十餘萬、そして宣統二年^{西曆一九一〇年}の民政統計を三億九千五十餘萬と計算してゐる。陳啓秀氏は宣統二年の統計を基礎として戸數六千二百四十八萬餘を數へ、每家平均七人として同年の人口を四億三千七百三十八萬餘人と計算してゐる。

この間一種の中間説を立てるのが王士達氏で、同年の統計に比較的精密なる吟味を加へ、全國戸數七千四十三萬餘、口數三億七千二百五十六萬餘としてゐる。この毎戸平均は五・二九人である(同氏、民政部戸口調査及各家庭估計)。

昭和十七年十月十五日 初版印刷
昭和十七年十月二十日 初版發行 (五〇〇〇部)
出文協承器番號 あ一七〇二二三號



◎定價參圓貳拾錢

小竹文夫

八坂淺太郎

須磨勘兵衛

日本出版配給株式會社
東京神田淡路町二ノ九

著者 發行所 印刷者 配給元

發行所
東京神田駿河臺
會員番號二〇五三四
番話神田一〇七五三三

弘文堂書房

(落丁破損等有之候節は早速御取換可申上候)

(西京 7) 内外出版印刷株式會社

終

